

目 次

○第1号（6月8日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	4
日程第 2 会期決定について	4
日程第 3 諸般の報告について	4
村長提出議案の概要説明	4
日程第 4 一般質問について	5
◇中島由美子君	5
◇生方勇二君	20
◇南 千晴君	31
日程第 5 議案第52号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定につ いて	46
日程第 6 議案第53号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 制定について	47
日程第 7 議案第54号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定に ついて	48
日程第 8 議案第55号 榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発 展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関 する条例の一部を改正する条例の制定について	49
日程第 9 議案第56号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第4号）につ いて	50
日程第10 議案第57号 令和3年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号） について	55
日程第11 議案第58号 村道の路線の認定について	56
日程第12 議案第59号 村道の路線の廃止について	57

日程第13	報告第3号	令和2年度榛東村繰越明許費繰越計算書について	58
日程第14	報告第4号	法人の経営状況について	61
日程第15	陳情	について	64
散	会		64

○第2号（6月17日）

議事日程	第2号		65
本日の会議に付した事件			65
出席議員			67
欠席議員			67
説明のため出席した者			67
事務局職員出席者			67
開	議		68
日程第1	議案第49号	公平委員会委員の選任について	68
日程第2	議案第50号	教育委員会委員の任命について	69
日程第3	議案第51号	教育委員会委員の任命について	70
日程第4	議案第52号	榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定について	71
日程第5	議案第53号	榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	72
日程第6	議案第54号	榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	73
日程第7	議案第55号	榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	74
日程第8	議案第56号	令和3年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について	75
日程第9	議案第57号	令和3年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）について	76
日程第10	議案第58号	村道の路線の認定について	77
日程第11	議案第59号	村道の路線の廃止について	78
日程第12	報告第3号	令和2年度榛東村繰越明許費繰越計算書について	79
日程第13	報告第4号	法人の経営状況について	79

日程第14	委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）	80
日程第15	議会運営委員会の閉会中の継続調査について	80
日程第16	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	80
日程第17	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	80
日程第18	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について	80
日程第19	議員派遣について	81
日程の追加		81
追加日程第1	発委第5号 ハラスメント行為等調査特別委員会の設置に関する決議	82
追加日程第2	発議第2号 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書の批准及び国内法制の整備を求める意見書について	84
追加日程第3	発議第3号 生理用品を軽減税率の対象にすることを求める意見書について	90
日程の追加		93
追加日程第1	発議第2号 委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）	93
追加日程第2	発議第3号 生理用品を軽減税率の対象にすることを求める意見書について	94
議長挨拶		98
閉会		99

令和3年第2回

榛東村議会定例会会議録

第1号

6月8日(火)

令和3年第2回榛東村議会定例会会議録第1号

令和3年6月8日（火曜日）

議事日程 第1号

令和3年6月8日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期決定について
 - 日程第 3 諸般の報告について
 - 日程第 4 一般質問について
 - 日程第 5 議案第52号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第 6 議案第53号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第 7 議案第54号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第 8 議案第55号 榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第 9 議案第56号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について
 - 日程第10 議案第57号 令和3年度榛東村水道事業会計補正予算（第1号）について
 - 日程第11 議案第58号 村道の路線の認定について
 - 日程第12 議案第59号 村道の路線の廃止について
 - 日程第13 報告第 3号 令和2年度榛東村繰越明許費繰越計算書について
 - 日程第14 報告第 4号 法人の経営状況について
 - 日程第15 陳情について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	齊藤 将史 君	2番	須田 仁美 君
3番	三俣 実 君	4番	波多野 佐和子 君
5番	中島 由美子 君	6番	生方 勇二 君
7番	善養寺 孝 君	8番	蜂巣 實 君
9番	小野関 治 義 君	10番	清水 健一 君
11番	小山 久利 君	12番	南 千晴 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	真塩 卓 君	副 村 長	倉持 直美 君
総務課長	清村 昌一 君	企画財政課長	早川 弘行 君
住民生活課長	村上 誠 君	健康保険課長	安田 睦 君
産業振興課長	山口 誠一 君	建設課長	狩野 宏記 君
上下水道課長	富澤 光彦 君	教育長	阿佐見 純 君
教育委員会 事務局 局長	井口 克三 君		

事務局職員出席者

事務局 局長	飯塚 邦守	書 記	志岐 英代
--------	-------	-----	-------

◎開会・開議

午前9時開会・開議

○議長（小山久利君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第2回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに令和3年第2回榛東村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用中のところご参集いただき、開会できますことに対し、心よりお礼申し上げます。

6月に入り、今年も水田は満面の水をたたえ、のどかな田園風景を見せています。これから夏本番に向け、全国的に天候の急変による集中豪雨などによる土砂災害の被害も心配されていますが、いついかなる災害においても、住民の安全、安心を確保するため、対策と備えに万全を期していかなければなりません。

さて、新型コロナウイルスは、感染力が強いとされているウイルスへの変異を続け、その猛威は依然として終息に向かうことなく、世界中に蔓延を続けています。

政府は先月28日、5月末日までを期限としていた東京都や大阪府など、9都府県の緊急事態宣言を今月20日まで延長を決定いたしました。また、まん延防止等重点措置が適用されている8県のうち、埼玉県、千葉県など5県のまん延防止等重点措置についても、今月20日まで延長しました。

一方、本県の重点措置は、今月13日までの期限を延長せず、それまでに解除を目指すこととなりました。県独自の基準に基づく警戒度は、35市町村で引き続き最高水準の4を維持しており、国の緊急事態宣言の発令されている都府県への往来は極力控えるよう要請されています。

3密となるリスクが高く、感染防止対策が取られていない場所への不要不急の外出を自粛するなど、議員は村民の模範となるよう、行動には引き続き注意をお願いいたします。

また、ワクチン接種は、全国の自治体で高齢者への接種が開始され、国ではその加速化を進めるために、打ち手の拡大や財政支援が行われています。

本村の状況を見ますと、5月1日から開始された高齢者へのワクチン集団接種に引き続き、5月17日からは、榛東村・吉岡町・渋川市の医療機関において、個別接種も始まりました。開始当初は混乱が見られ、ワクチン接種の予約受付ですが、昼夜問わず職員による懸命な対応と医療機関や渋川地区医師会などの協力の下、重大な事故もなく進捗しており、今後はワクチン接種を希望する全村民が一日も早く接種が完了するよう期待しております。

さて、本定例会につきましては、通告のありました3名の議員による一般質問及び村長から送付があった条例改正及び補正予算等が提出されております。議員各位におかれましては、慎重な審議をお願いするとともに、健康に十分留意され、議会運営の特段のご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

これにて開会の挨拶といたします。

ただいまから令和3年第2回榛東村議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。直ちに、お手元に配付した日程により会議を行います。

◇

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（小山久利君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。
会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。
5番中島由美子議員、6番生方勇二議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎日程第2 会期決定について

- 議長（小山久利君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。
第2回定例会の会期については、本日から17日までの10日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（小山久利君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から17日まで10日間と決定いたしました。

◇

◎日程第3 諸般の報告について

- 議長（小山久利君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。
本定例会に提出され受理した案件は議案11件、報告2件、陳情1件であります。

◇

◎村長提出議案の概要説明

- 議長（小山久利君） ここで、村長から本定例会における提案理由の説明をしたい旨の申出がありました。これを許可いたします。
真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

- 村長（真塩 卓君） 改めまして、おはようございます。
本日、議員各位の出席をいただきまして、令和3年第2回定例村議会が開会できますことに、まずもって心から感謝申し上げます。
ただいま小山議長の話の中にもありましたけれども、新型コロナウイルスの感染症のワクチンについては、現在65歳以上の方の接種を先行して実施しているところでございます。集団接種は5月1日から、個別接種は5月17日から行っております。
当初のコールセンターにおける予約は、電話がつながりにくく、住民の皆様にはご迷惑をおかけしましたが、その後、受付方法を改善いたしまして、これによりまして現在は接種を希望するほとんど

の方は、予約の受付ができているものと考えております。

集団接種は既に5回実施しておりますが、住民の方からは非常にスムーズに接種することができたと、そのような声を多くいただいているところでございます。これにつきましては、村民はもとより、接種に携わっていただいております渋川地区のお医者さん、看護師さん、薬剤師の皆さんの献身的なご努力のおかげでありまして、また所属の垣根を超えて村の全ての職員が一丸となって取り組んでいる成果であると自負しているところでございます。

今後も渋川地区医師会、そして地域の医療機関と連携いたしまして、また医療従事者の皆さんとの協力を仰ぎながら接種を希望する全ての方が一日も早く接種を完了するよう、努力してまいる所存でございます。

さて、今定例会に上程させていただく議案について、その大宗を申し上げたいと思います。

議案第49号から51号までは人事案件でありまして、公平委員会の委員、教育委員会の委員、これは2名ですけれども、選任、または任命について議会の同意を求めるところでございます。

議案第52号は、上位法令の改正に伴い、手数料条例の一部改正を行うもの、議案第53号は、国民健康保険税条例の一部改正、54号は介護保険条例の一部改正、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における国保税、介護保険料の減免措置を令和4年3月31日まで延長するものでございます。

第55号は、地域の成長発展の基盤強化のため、固定資産税の課税の特例条例の一部改正で、特例の対象となる施設の設置期限を延長するものでございます。

56号、57号は一般会計及び上水道事業会計の補正予算であります。これにつきましては、人事異動に伴う職員給与費の整理を行っているところでございます。

58号につきましては、村道の路線の認定について、59号は、村道の路線の廃止についてそれぞれ1路線について認定及び廃止しようとするものでございます。

以上、11議案を提出させていただきましたので、審議の上、可決、同意いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

この議案のほか報告事項が2件ございます。1件が令和2年度の榛東村繰越明許費繰越計算書について、そして2件目が法人の経営状況について、関係法令の定めるところによりまして、報告をさせていただきます。

会期は先ほど決まりましたけれども、本日から6月17日までと、ただいま決定されました。本日から10日間よろしくお願い申し上げます。

挨拶に代えさせていただきます。

◎日程第4 一般質問について

○議長（小山久利君） 日程第4、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は、大所高所からの政策を建設的立場で論議すべきであること、また能率的会議運営が必要なことを十分理解して、簡明かつ内容のある次元の高い質問の展開をお願いいたします。また、会議規則第58条の規定により、その内容は村の一般事務に関することと限定されています。

質問の順序は届出順とし、質問時間は答弁を含め50分以内であります。

質問順位1番、中島由美子議員の質問を許可いたします。

暫時休憩をします。

午前9時13分休憩

午前9時14分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

5番中島由美子議員の質問を許可いたします。

〔5番 中島由美子君登壇〕

○5番（中島由美子君） 皆様、おはようございます。

5区5班、議席5番の中島由美子でございます。2期目、第1回となる令和3年6月定例会の一般質問に当たり、一言所信を述べさせていただきます。

最初に、ワクチン予約で4月20日にコールセンターへの電話が1,000回かけてもつながらなかった方がいるなどの不手際について、心よりおわび申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

この電話予約につきましては、4月12日現在4,003名の65歳以上の村民の皆様に対して、通知をして、予約をしていただいたということですが、2月の臨時会での補正予算、3月の定例会での当初予算、そして4月20日の臨時議会でコールセンター方式が表明され、約1,000万円が補正予算化、そして先月26日の臨時議会でも、コールセンターに約800万円が再投入されても、なおつながらない状態が多々あります。

私も5月10日に9時から3時15分まで約600回ほどかけました。そんな状態でもございました。つながらない状態ということで、こんなに議会で議決をしたのにもかかわらず、村民の皆様をつながらない悲しみの声が議場で議論され、解決に導けなかったかということの現れと反省し、おわびを申し上げた次第でございます。

そして、本論ですが、私も田んぼを作っておりますので、まずもって村内の水田が緑に変わり、今年も取れ秋を皆様と共に楽しみに思えることを大変幸せに思う次第でございます。

本村議会では、令和3年の改選をもって、村民の皆様が議員の定数に占める女子の割合がクオータ制導入をしない中で、33%となりました。ここで榛東村の子供たちの将来に、さらなる男女共同参画社会の実現に向けて取り組まなければならないと考えております。

今期の定数削減は、誠に残念なことであり、議員一人一人が今まで以上に村民の方々の声をお聞きし、村へ届け、村政を村民の皆様へフィードバックしなければならないと、私自身強く肝に銘じてい

るわけでございます。

しかしながら、議員の定数が12名になったことにより、地方自治法の定めにより、議員の議案提出権が、今までは2人以上の賛同者が必要だったのが、法律で12分の1、すなわち1人でも議案が提出できるようになったわけでございます。今後は定例会ごとに2本ずつ議案を提出してまいりたいと考えています。

現在、コロナ禍でなかなか議員同士でも議論する機会がありませんが、この定例会で榛東村議会基本条例に基づく活発な議論ができることをうれしく思う次第でございます。

さて、私の所信といいますか、2期目の公約は、待機児童の施設整備を行い、村外の待機児童を呼び込み、新たな居住人口を増やす政策の実現を進めながら、いよいよ買物に行けない、病院へ行けないなどの公共交通の整備に自動運転バスの導入を進めてまいれるような活動をしてまいりたいと考えております。

さて、ここで先頃の議会日より、ブログのこと、監査のこと、出席停止の懲罰等のこと、たくさん私の案件が載っております、なかなか説明する機会もございませんが、監査のことにつきましては榛東村財務規則の随意契約適用要件一覧ナンバー1というのは、私は職員時代に研修でもらった資料の中にあつたものでございますが、実際現在も村の財政で使われている資料だということが、企画財政課で教えていただきましたので、これはよかったと思っている次第でございます。

3番目、出席停止の懲罰の経過でございますが、翌日の3月12日に群馬県知事に審決申請というのを行いまして、村から弁明書が出てきて、今度の28日に口頭審理というものが行われるそうでございます。

そして、4番目の榛名カントリークラブ跡地の造成地にスラグ砕石が入っていることの協定書でございますが、私どもは存じておりませんでした、平成28年3月28日、榛東村長、真塩氏とスラグ石材の生産者の方である大同特殊鋼株式会社嶋尾社長との間に、榛東村発注工事における大同特殊鋼株式会社の鉄鋼スラグ製品の処理に関する基本協定書が締結されているそうでございます。この協定書の第3条で処理の施行後及び費用負担については、しっかり書かれております。その内容について今後通信等でお知らせしていきたいと思っております。

私の持ち時間5分でございますので、その中で明らかにして、このスラグの案件については通信で行っていききたいと思います。

とにかく今回は、私2期目ということでございまして、その当初にあのようなワクチンの予約の混乱が起きてしまったということを含めまして、一般質問をさせていただきます。

それでは、自席に戻って質問させていただきます。皆さんよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） それでは、ご案内にありますように、1番、コロナワクチンの予約問題と村政についての1番でございます。

当初予算の保健センター電話受付方式から、その後の補正予算でのコールセンターでの電話受付方式への変更に伴う村民の皆様の電話つながらない混乱問題経過並びに全般について、4月27日に村長室で真塩村長宛てに提案をさせていただきました。そのような内容を含めて経過をお願いいたします。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） コロナワクチンの予約問題ということでございますが、当初保健相談センターで予約を受け付ける予定でございましたが、個別医療機関の予約につきましても、市町村で受けることとなりまして、保健相談センターで予約受付をすると、従来の業務、健診等いろいろありますので、それに対しても支障を来すおそれがありまして、4月よりコールセンターを設置することとなりました。

コールセンターのメリットとしましては、毎日午後7時まで予約を受けることができるということもあり、時間的に広く受けられるということがあります。

予約に関しましては、全国的に言えることでありますが、予約する電話が集中してしまいまして、電話がつながりにくいということで、住民の方々には大変ご迷惑をおかけして申し訳なく思っております。申し訳ありません。

コールセンターで予約申込が集中し、予約が取れないということを改善するために、5月に専決でチャンネルを増加しまして、2回目の申込みからは先着順でなく、抽せん方式に変更をいたしました。一度申込みをしていただければ、接種日が決まるまで、自動的に次の対象として現在も受け付けております。

昨日で一旦締切りは取っているところですが、それから当初コールセンターとLINEでの予約ということでございましたが、LINEにつきましては抽せん式ということにしましたので、LINEでの予約は、現在は休止をしております。

今後も広域の市町村や医師会と連携しながら、今後もよい方法を見つけながら、64歳以下の方が始まりますので、予約方法は検討してまいりたいと思います。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

スムーズにまとめられていると、混乱がなかったのかなというイメージでも受けられます。まさにスムーズに事務を進めていただいて、村民がスムーズに受たい方が受けられるようにしていただくのがよろしいかと思っております。

じゃ、この中で2月に補正予算を保健センターということで取ったわけですが、嬭恋村では全村民

から希望を取りまして、それに基づいて日程を割り振って通知をしたところ、数名の方しか変更がなかったということなのですが、榛東村の方も公共交通がないわけでございますから、また電話とLINEということで、電話が1回10.5円かかると聞いております。そのような中で、希望を取る、当然、強制ではございませんので、希望ですからそのような方式を取るような考えはなかったのでしょうか。また、そういった電話方式、LINE方式をするに当たって、村民の方からご意見をいただいたのでしょうか。例えば長寿会の皆様に聞いてみるとかというようなことはされたのでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 1回目は、確かに先着順ということでございましたが、2回目は希望を取るという方式を取りまして、皆さんから希望を受けております。

それから、事前に長寿会さんやらに希望を聞いたかということにつきましては、それについては行っておりません。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

4月の議会のときも、希望方式等という話も出たわけで、できれば2月のときに取っておいていただくと、誰も電話をかけなくて済んだのかなと思っている次第ですが、今回の希望も電話で取るということでございますが、まずはLINEというインターネットがないとできない、電話がないとできないということだったんですね。そういう中で第3の方式というような意見、電話はあるでしょうということの世の中ではあると思うんですが、1,000回かけると約1万円ぐらい電話代がかかるということでございますから、そういった10円かけなくも、10円なくても電話がかかる方式というのをお考えにならなかったのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 電話につきましては、お話し中になってしまえば、それは電話料はかかってはいないと思いますので、かけた回数の全部お金がかかっているということではないと思いますので、その辺については、かけた回数に全部お金がかかったということではないと思います。

電話以外を考えなかったということですが、コールセンターでの予約を毎日夜7時まで、昼間電話がかけられない人でも7時までではありますが、かけられる時間を設けるには、やはりコールセンターでの委託でないところと、個別接種との関連もありましたので、コールセンターの方式を取ったところでございます。LINEにつきましては、LINEの操作ができないという方もいらっしゃるということもありましたので、当初はLINEとコールセンターの枠が分けられなくてという、

そういったこともありまして、LINEにつきましても、いろいろ段階というか、いろんな状況を踏まえて改修もされておりますので、今現在はLINEと電話との枠が、例えば100人取るのであれば、LINEで50人取る、電話で50人取る、そういった枠も取られるように、改正もされておりますので、当初そういうことができなかつたこともありまして、皆様には混乱をさせてしまったということで、2回目からはLINEを今廃止というか、休止をさせていただいているところです。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今かからない、お話し中になってしまえば、電話料がかからないというお話でしたが、050で始まる番号につきましても、お話し中になった段階で既に、3分間で10.5円なんですけど、何秒でも10.5円ということで確認しておりますが、安田課長のほうでそういうふうにおっしゃるのであれば、かからないものもあるということでもよろしいかと思うんですが、この中で5月10日ですか、NTT東日本でコールセンターに殺到する電話番号を自主回避したと。つながらないような設定にしたということで、新聞報道がありましたけれども、榛東村のコールセンターの番号はその番号に該当したのでしょうか。かけてもつながらないような状態があったということでしょうか。お願いいたします。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 5月の通信制限につきましても、ほとんどの電話会社で実施をして、確かに本村でも影響があったということです。ただし、議員がおっしゃるようにNTTでということではなくて、NTTだけではなくて、例えばauですとか楽天ですとか、そういった会社が制限をかけたということです。そして、この通信制限の内容は、1回線につき1分間で60コールまで受けられ、電話がつながらない場合は、電話が混み合っていますという内容のメッセージが流れるということなんですけど、このときにはそれ以上はメッセージもなく、話し中になってしまったと、そういった規制であると聞いております。

コールセンターで050から始まる電話がつながらなかったということですが、コールセンターの通信記録を見ますと、携帯電話からも多数つながっていることは確認しておりますので、050から始まる番号が携帯電話から受電できなかったということはないというふうに認識しております。

議員が何を根拠にそうおっしゃっているのかというところが分からないところではございますが、つながりにくかったというのは確かにあったということですが、こちらはコールが集中したための混乱であったと思われます。通信制限を取ったというのは、この日だけ、5月10日だけというふうに承知しています。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

いずれも電話会社のこととか、LINEとかいろいろあるかと思うんですけども、かける側が全て榛東村の村民の皆様だという前提に立って、対応していただくことがよかったのではないのかなと思っておる次第です。

そして、今LINEの予約というようなこともございましたが、新聞報道によりますと、9市町村既に接種ということで、5月15日の新聞にございました。危機管理上の対応というようなことで、真塩村長がコロナにかかってしまうと村政が中断してしまうと。これ大変なことですから、そういったことも必要なんだろうと思いますが、真塩村長におかれましてLINEで予約をされたのか、電話で予約をされたのか、どのようなときにどういう理由で打たれたのかということ。村長というお立場でお打ちになったと思われるんですが、そこについて回答をお願いいたします。

○議長（小山久利君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） ご指摘ありがとうございます。

私自身、はっきりいうと、このような電話でございまして、LINEも何もしておりません。しかし、それを知った、はっきりいうと子供が、その日に早く打って、私と女房のものを取ってくださいました。私もあの内容を見て、いつでもいいやと思ったんですけども、子供のほうがそれを取ってくれました。それが5月9日の接種でしたということで、取ったから必ず行くようにと。私自身は、もう1日からずっと今まで全てについて立ち会っております。そういう中において、私が打ったというようなことですが、確かに5月1日に打たせてもらいました。

それはそのときの5月1日の日の人が200名予約で打つわけだったんですけども、1人の方がどうも熱があるということで、急に終了間際になって、それが打てないと、キャンセルになりました。そのときに横にいて、私は5月9日にあるだけけれども、どうかそれをキャンセルして、いずれにしても今回の1名の分について、ワクチンを1名分でも何でも、無駄にすることはできないと私は思っております。下手すれば、そこにいる人たち、65歳未満でもそれを廃棄するような状況になれば、これは駄目だということで、違う人に打ってもらったかもしれません。そのような考えの中で5月9日に打つ、それを5月1日の最後の最後に私が打たせてもらいました。

これから今言うように、村長として打ったとか打たないとか、そういう私は問題じゃない。そのワクチンを無駄にすることなく、今後もそのようなことをやりますけれども、必ずキャンセルが出てきます。これでよければ逆にワクチンを廃棄しろと、そういう命令が出れば、私もそれはやらざるを得ませんけれども、そんなことできないでしょう。1日の私が打ったのは、本当に最後の最後になって、打たせてもらいました。それが云々であれば今日マスコミもおりますけれども、私はこれは謝ることなく、正々堂々と打ったということは申し上げます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

村民も真塩村長がワクチンを無事に打って、廃棄することなく、ワクチン接種ができたということ、大変よかったと思っていることだと思います。村政が停滞しないということ、何よりだと思います。

私があえてこの質問を申し上げたのは、LINEというシステムをいち早く群馬県、山本一太知事の下つくられて、榛東村もそれにのったということであれば、今村長のお宅にはお子さんがいらっしゃる、いるかないか分かりません。お子さんがLINEを取ってくれたと。なかなか村民の皆様の中では、高齢のご夫婦お二人とかお独りぐらしとかということで、LINEという今言うような状態が使えない家庭もたくさんあります。だから、電話があるということだけでなく、今後どのような緊急事態があるか分かりません。LINEを高齢者の皆様も使えるような仕組みづくりというのを今回の真塩村長のご経験から、ぜひ全体を通じて村政全般を通じて、高齢者もLINEを使えるような仕組みをお考えいただきたいなということで、真塩村長の実体験をお聞かせいただいた次第でございます。

LINEの構築については、一般質問の予定にありませんから、どなたかお答えができればお願いいたします。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） ワクチン予約に関することでございますので、そのLINEの構築ということについては、質問の内容とは違うと思いますので、答えは用意してございません。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 分かりました。

とにかくLINEというものは、村政の中で使われる時代が来たということだけ確認できました。

続きまして、2番はコールセンター方式の契約詳細、最初にいただきましたので、それで結構でございます。

3番目のホームページ、チラシ以外の予約、接種の有無とその理由についてということでございますが、ホームページとチラシ以外の予約と接種の有無、そのようなことがあったでしょうか、お願いいたします。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 1回目の予約で電話がつながりにくいということでございまして、先着順をやめて、希望を伺いながら、定員以上になれば抽せんをする、そういう方式に先ほどから変えておりますというお話をさせていただいておりますが、コールセンターのチャンネルも増加しましたが、やはり最初の数日間はつながりにくいという現状もありまして、役場や保健センターにわざわざ

ざ来ていただいたりとか、電話をいただいた方、わざわざ来ていただいた方ともいらっしゃいましたので、こちらは先着順ではないということから、その辺はちゃんと臨機応変に対応して、申し込まれる方の負担を軽減するよう努力しながらということ、その場でコールセンターのほうにつなげるというところで受付をさせていただいた方もいらっしゃいます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 榛東村のワクチン接種率の計画値ということでございますが、前に子宮頸がんの接種というようなこともございましたけれども、ワクチンの接種率大体計画率は何%希望しているのか。強制ではないと言いながら、どのような接種率を予定しているかお聞かせください。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 希望する方は全員受けられるように、希望する方を基準にすれば100%受けられるようにするよう努力しております。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 希望する方が全員受けられるように、ワクチンのお手配をいただいているということ、どうぞよろしく願いいたします。

5番目のアフターコロナの村の新しい仕組みについてということで、まず経済からですね。

どのような今後、コロナが終わった、終わらないかもしれませんが、その中で小売店は大変、飲食店も大変です。その中で経済について何か機動力のあるような仕組みを考えられているかお願いいたします。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいまのご質問ですが、昨年度の緊急事態宣言発令前までは、群馬県が実施しております群馬ディスティネーションキャンペーンやその後のアフターDCキャンペーンの実施参加、また例年実施しておりますふるさと公園まつり、むらづくり祭などのイベント開催、大洗町、葛飾区、大井町などで行われているイベントへ参加させていただき、地元野菜などのPRを予定しておりました。

今般の感染症拡大防止の各種施策を行うに当たり、不特定多数の参加や県をまたぐ人の移動の制限など、様々な制約もあり、中止となってしまったものが多数ございます。

そのような中であって、本年度においても、コロナ禍以前と同様のものが行えるのか、先行きは見通せない状況ではありますが、例年実施しているイベントなどへ開催、参加等が可能なものと判断できた場合には、実施、参加をする予定で予算を確保させていただいている次第であります。

また、移住・定住促進事業などにつきましては、昨年度よりインターネットを利用したリモート面接による移住希望者との面談が開始されるなど、徐々にではありますが、アフターコロナに向けた動きも出ている状況でございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

まずは、予算があるということでございます。ワクチンが効いて、世の中の感染状況が良好になれば、そのような対応をすぐにできるということだと思います。

そして、今回、飲食店には若干の補助金があったけれども、小売店、雑貨屋さん、そして食料品店さん、そういうところで今回、南議員のところでも出てくるんですけども、生理の貧困ということで、ナプキンの配布ということがあるんですが、今まで学校の中学校、小学校の上履き、体操服というものを扱っていたりするところへこういうものを配布して、そこで取り替えられるような仕組みというものをできないかなとちょっと思っている次第なんです。とにかく小売店は、プレミアム商品券だけでなく、何か考えていただきたいなと思っているところです。

先ほど予算があるということを確認しましたので、それが何らかの形で実現できるよう引き続き頑張っていただければと思います。

続いて、教育でございます。

コロナ禍ということに限らず、たまたまGIGAスクール構想というのが合致して、既に全小・中学生全体にタブレットが配布されたということでございますが、アフターコロナも含めましてGIGAスクール構想がどのようにオンライン授業、オンライン学習につながっているかということ、ちょっと簡単にご説明をお願いします。

○議長（小山久利君） 井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、お答えいたします。

2点ございます。1点目は、授業におけるICTの効果的活用、また2点目は臨時休校、また学年学級閉鎖時のICT活用でございます。

1点目につきまして榛東村では、村長の政策、また教育長の指示にございまして、国や県に先駆けて平成30年度よりICTの整備を始めまして、令和2年度末までに小・中学校への無線LAN設置工事、また小学校1年生から中学3年生までの1人1台タブレットPC配置を終えております。

現在は、群馬県のICT活用促進事業拠点校でございます榛東中をはじめ小学校においても、主体的、対話的で深い学びの実現に向けて、1人1台タブレットPCを活用した授業実践を進めております。

1人1台タブレットPCの配置の効果としては、子供たちの授業に対する参加意識を高めるとともに、気づいたことや考えたことを可視化することで対話が広がり、また思考が深まるという面で成果を上げております。

今後、県教委と共同して先進的な取組を進めている榛東中学校の研究成果について、授業公開や授業動画、また資料等の提供を県内の学校関係者にしていきたいと考えております。

2点目としまして、臨時休校等の対応でございます。感染拡大の防止対策として、臨時休校や学年学級閉鎖の2週間程度を想定して、子供たちにはタブレットPCを持ち帰らせた上で、既に導入しているオンライン会議システムを活用して、学校と家庭とを結んで行う双方向通信や授業動画の提供、宿題データの送付など、非常時における子供たちの安心、安全を高め、学びを保障する榛東村学びの保障プランを学校と村教委とで、共同して今研究構築しております。

現在は教職員のICTスキルを高め、子供たちが家庭においてスムーズに活用できるよう、別教室にいる教職員と子供たちとが双方向通信を行ったり、教職員が授業動画を作成、提供したりするなど、学校内において試験的な取組の実践を進めておるところでございます。

オンライン会議については、既に役場の教育委員会と各校等をつないで行っております。3密を避けるなどの感染防止、また会議や移動時間の縮減など優れた面が多いため、業務改善の視点からも、今後も積極的に取り入れたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

もう1点お願いしたいのは、吉岡町ではタブレットを毎日自宅へ持ち帰れるということでございます。榛東村はなぜならないんでしょうかねという保護者のお母様方からお尋ねがあるんですけども、それについてちょっと簡単に説明をお願いします。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） 他市町村におきまして、毎日持ち帰りをしているというところがあるということは、もちろんこちらも伺っております。ただ、タブレットPCを子供に全て持ち帰らせて、活用させるということに対する様々な危険性がまだ取り除かれていない段階において、すぐに子供たちに渡してしまうということについては拙速であるというような判断の下、現在のところは学校内の授業でいかに有効活用するかと、そういうところから段階を追って考えていきたいというように考えてございます。現在のところは緊急時ということに絞っての家庭への持ち帰りというように考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

吉岡町は持ち帰れるけれども、まだ榛東村はその段階でないということかもしれませんが、インターネットが取り巻く様々な危険というものは、ここにお集まりの全員が存じ上げていると思うんですが、新しい社会でございますから、その中でも小学生、中学生が持って帰っても、そのような被害に遭わない、そのような影響を受けないというようなICTリテラシーを榛東村の小・中学校でも身につけるような努力をいち早くしていただく、危険だから持ち帰らせないということではなくて、あえて持ち帰って、そのような危険に遭わない子供たちに育てていただくということがありがたいなと考えているところでございます。

続いて、福祉でございますが、公共の福祉ということで、いろいろあるんですが、今回役場庁舎のスクリーンですね。榛東農協を秀でる、榛東農協の支所を見ると、大変すばらしいスクリーンがボルト式でできているんですけども、いつまでたってもコールセンター1,000万円払っても、榛東村の役場のスクリーンは中がちょっと見えなくて、なかなか声がかけづらい状況にはあるんですが、1,000万はかからないと思うので、ぜひスクリーンをつくっていただいて、もうちょっと村民と職員の交流ができるようなコロナ対策ができないかどうか、お尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 今事前通告いただいていますのがコロナのワクチン予約、それからアフターコロナということでしたが、お尋ねでございますので、お答えをさせていただきます。

1階と2階が主に来庁者の方がカウンター越しに職員が応対する必要があるということで、最少の経費で来庁者及び職員の対面感染の防止を図っているものでございまして、農業用のビニールを使用しております。消毒なり、清掃というんでしょうか、ビニールを拭いておりますが、それでも劣化してきておりますので、不定期に更新をしているというところでございます。こちらについては、今お話のありましたアクリル板ですとか、そういった見た目のいいものというんでしょうか、そういったものがあることはもちろん承知しておりますけれども、申し上げましたとおり最少の経費で感染予防を図っていくということで、今後もこの方式を継続していきたいというふうに考えております。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 最少の経費だとなかなか職員の顔が見えない、村民の皆様の声が聞きづらいということもあるので、コストパフォーマンスと言いながら、やはり村民の期待する村政になるために、またお考えいただきたいなと思っています。

続きまして、2番でございます。村民の暮らしを不便にしない取組、1番、山子田北信号から東方

面への道路など全面通行止め、傍聴者の中にも毎日使われなくちゃならない人がいらっしやるかと思うんですけども、全面通行止めというのが多々あるんですが、こういったことは村民の暮らしに与える不便、大変大きいです。それについてどうして全面通行止めになったのか、お答えをお願いします。簡単をお願いします。

○議長（小山久利君） 狩野建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 安全確保ができなかったためです。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） そうですね。安全確保ができなかったと。確かに跳び上がったようなところをジャンプ台で通されても困るので、あの手前で止めていただくことができなかったのかなということで、打合せのときも話をさせていただいたんですが、今後は全面通行止めが少なくなるような道路政策をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 努力してまいります。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 努力してまいりますという、もうそれ以上言うことはないんですが、たまたまあそこは新しいバイパスにつながった場所でもあり、今、南分署を造っていると。南分署が吉岡町から榛東村地内に移ったという、真塩村長のご功績だと思うんですが、そういうものがどの程度大きくなったか、どの程度出来上がったかというのを村民の皆様とともに見ながら、そこを愛せる施設になるような仕組みというのには、やはり道が通れないと問題があるので、ぜひ建設課長4月から赴任されたようでございますから、ぜひ今後は全面交通止めというのがないようにお願いできればありがたいです。よろしくをお願いします。

続きまして、2番、村民の暮らしを不便にしない取組ということでございますが、これも何か旧役場庁舎の学童保育所南側のフェンス設置方式による子供たちへの影響とこれからの村有地管理の考え方ですね。

あのフェンスが学童の遊び場に約1メートル食い込んでいるんですね。あれをもうちょっとちゃんとしたら、子供たちの遊び場が広がったなと考えている次第なんですが、当初の設計はどのような擁壁、どのようなフェンスだったのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） まず、学童保育所のフェンスを改修させていただいたわけなんです
が、手前どもとしましては、遊び場の面積は狭くなっていないというふうに感じているところなんです
が、もともと当初は古くなったブロック塀を撤去いたしまして、そこにフェンスを設置するという
ことでございます。現場で支障のないところに擁壁をしまして、フェンスをその上に設置をしてござ
います。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今役場は新井790番地1へ移っておりますが、昔は随分昔ですけれども、
山子田銀座と言われたところですね。そこで何か子供たちの学童保育所の擁壁は土留めをして、除草
シート、防草シートを張っているというのは大変痩せても枯れても県道沿いの公共施設でございます
ので、あのような擁壁、あのような土かぶりのまま置いておくというのは、大変好ましくないと思う
んですが、1メートル子供たちの遊び場が増えるということも大事なことだと思うんですけれども、
今後公共施設の擁壁というものをあのように考えて設計されるとすると、非常に予算は安く済むんで
すけれども、あそこはぜひ県道端でもあるので改善をして、擁壁を結うべきだと思いますけれども、
いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 今議員からのご指摘で施工の方法について見てくれがよくないとい
うようなお話もあったかと思えます。工事の施工に当たりましては、まず現場で隣の隣接する地権者
さんともお話をいたしまして、今後の利用状況、それから利用方法、それから管理も含めてあの工法
に決定をさせていただいたということでございます。まず何より今回の工事に当たりましては、子供た
ちの安全性の確保のために実施をさせていただいたものでございます。老朽化し、倒壊の危険性のあ
ったブロック塀を撤去し、以前は子供たちはそこにも近づけないような状況でございました。その危
険性のあるブロック塀を撤去し、さらに旧役場庁舎時代、ブロック塀の内側にあった花壇を撤去、ま
た東南角地には旧役場時代からあった駐輪場もありましたが、それも危険ということで撤去をして、
併せて南側のフェンスには一部隙間が大きくてボールが飛び出す危険性もあるということで、防球ネ
ットも設置し、常に利用者、それから管理者の意見を反映して実施をさせていただいた工事ござい
ます。

今後もそうした施設の管理につきましては、まずは利用者の安全とそれから利便性の向上を優先的
に考えて行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

子供たちの安全、安心を考えてあのようなフェンスの形になったということですが、現在は民地に子供たちを守るフェンスの土留めがされているわけですね、約1メートル。それが地権者様とのご相談というようにお話でございましたけれども、本来子供たちの安全を一般の民間の民地に支えを入れて、これを守るといふことはいかがかなと思っております。そして、そうであれば、今1メートルの中に入っているんで、そこから斜めに切って、境まで仕上がるのではなかろうかと思っております。1メートル分の土盛りについて、村のフェンスを守るためにあると考えると、そこは賃料とかが本来であれば発生するのかなど。地権者の方は賃料が要ると言わないと思っておりますけれども、やはり子供たちの安心、安全のためのフェンスを民地に土盛りをしてもたせるというのは、設計としてまずいではなかろうかと思っております。やはり早々に検討されて、村の公共用地の中にフェンスを立てて、そのフェンス、専門家ではございませんけれども、10センチぐらいの擁壁、重量でも構いませんけれども、そのような擁壁を立てて、その上にフェンスを立てるとあそこはかなり距離があるので、子供たちの遊ぶところも広がると思うんですけれども、逆にお花を植えるのであれば、情操教育にもよろしいかと思っておりますので指定管理の関係もございましてけれども、そのように公共用地を民地に頼ることなく、使うような仕組みが必要なのではないかなと思っております。検討をお願いします。

続きまして、最後の3番目でございます。

村政と榛東村議会条例についてということ、昨年9月に榛東村議会基本条例が制定されました。制定しました。これに基づいて、村政を行ったか、村政全般の具体的実績について、一言お答えをいただければと思います。

ちなみに、この榛東村議会基本条例の第4条には、議会は議会の活動に関する情報公開、共有を徹底するとともに、村民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。議会は村民からの請願及び陳情を政策提言と位置づけるとともに、その審議においては、必要に応じて提案者の意見を聞く機会を設けるよう努めると。

とにかくここに、村民参加及び村民との連携という大項目がございます。村民に対する説明責任を十分に果たさなければならないという議会の立ち位置が条例で決められております。そのような形で職員の皆様も議会基本条例をご覧になっていただいているか、それに対しての実績についてお答えをお願いします。

○議長（小山久利君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これは4条の問題とかそういうもの以前に、私は逆に聞きたいんですけれども、この議会の基本条例、去年9月ですよ、つくりましたよね。あなたも賛成していますよね。そういう中で、この議会基本条例というのはいろいろな質問が出ておりますけれども、これは自分で質

問して、議会だから、自分で答えを出すんですか。我々が出せる問題じゃないし、執行側がこれをするとか、やらないとか、議会はこういうふうにするということでしょう。我々が答える問題じゃなく、自分で質問して、自分で答えたらどうですか。意味が分からない。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今、真塩村長からそのようなお話がございましたが、条例というのは、村民と執行、村を通じる決まりごとでございます。ですので、議会が勝手に決めて、議会が勝手にやるということではなくて、これを見て、村民が議会の方、説明責任をお願いしますということも言われるでしょうし、これは議会だけのものではないということを真塩村長におかれましても、しっかりもう一度ご確認をいただければと思います。

以上、5番中島由美子の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（小山久利君） 以上で中島由美子議員の一般質問を終了いたします。

ここで休息いたします。再開を10時30分といたします。

午前10時5分休憩

午前10時30分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

質問順位2番、生方勇二議員の一般質問を許可いたします。

6番生方勇二議員。

〔6番 生方勇二君登壇〕

○6番（生方勇二君） 6番生方です。

初めに、去る4月18日に執行されました榛東村議会議員の通常選挙におきましては、多くの皆様にご支援、ご協力をいただき、誠にありがとうございました。心より御礼を申し上げます。

皆様に信頼される議会と議員を目指して努力する所存でございますので、よろしく願いいたします。

既に皆様ご承知のとおり、終息の見通しの立たない新型コロナウイルスの感染は、第4波の拡大で大都市を中心に緊急事態宣言や本県を含むまん延防止対策の継続中であります。そのような中で、ようやくワクチンの接種が始まり、その効果が期待されるところであります。

本村におきましても、5月より接種が始まり、医師の皆様をはじめ医療関係者の協力により、6月からは接種の回数を倍増するなど、村民の皆様の要望に応じていただいておりますことに、改めて感謝を申し上げます。

新型コロナウイルスの影響で仕事や生活が制限され、多くの皆様が経済的にも精神的にも苦勞されており、一日でも早い終息を願うばかりであります。

長引く新型コロナとの闘いの中で、間近に迫った東京オリンピックの開催についても賛否両論で政府の判断が注目されるところであります。

現在の状況下では、新型コロナを避けて通れません。今年度もコロナを中心とした課題にしっかりと向き合うことが重要と考えております。

さて、本日も4項目の質問をさせていただきます。

初めに、今後の対策にも重要な影響を及ぼすと思われまます新型コロナワクチンの接種について、2つ目は前回も質問いたしました、子育て支援に重要な待機児童対策のその後について、3つ目はコロナ禍で人気が高まっている創造の森キャンプ場の有効活用について、最後に多くの村民の皆様が期待している防災中枢機能を備えた公民館と学校給食センターの複合施設について質問いたします。

以後、自席において順次質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） それでは初めに、新型コロナ対策について質問をいたしますが、先ほどの中島議員と若干重複することもあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

初めに、本村のみならず、全国的に混乱を招いた新型コロナワクチンの接種申込状況について伺います。

本村では、65歳以上の高齢者を対象としたワクチン接種の受付を4月から開始いたしました。インターネットと電話での当初の受付状況について、ある村民の方が役場に問合せたところ、電話での受付は定員500人のうちで10人程度だったと回答があったと言っていました。

実際にはどのような状況であったのか伺います。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 4月に募集した接種の予約状況ですが、500人定員のところコールセンターでは31名、そしてインターネット、LINEでは469名で計500名を受け付けております。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 実際の電話受付は31人だったということですが、年齢の高い高齢者本人では、インターネットの申込みは無理があったと言わざるを得ません。しかし、その後、受付方法の改善により、多くの申込みをいただいたとのことで、よかったかと思えます。

次に、全国的ではありますが、申込みが集中して、電話での対応がほとんど機能せず、苦情も殺到し、その対応にも苦労したと思えます。

私も当初、これほど申込みが集中するとは思っておりませんでした。役場当局でもそのような想定はしていなかったのでしょうか。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 当初コールセンターとLINEを使って予約を受付することで用意を始めておりました。榛東村は、予約受付を始める時期が早いほうであったというところもありますが、さらに先行して受け付けていた自治体と同様に、本村でも予約の電話が集中してしまい、予約の電話がつながりにくいということで、住民の方々には大変ご迷惑をおかけして、申し訳なかったというふうに思っております。

コールセンターでの予約申込が集中して、予約が取れないことを改善するために、2回目の申込みから先着順ではなく、希望を取りまして抽せん方式に変更いたしました。一度申込みをすれば、接種日が決まるまで自動的に次の抽せんの対象として昨日までの受付としております。

その受付状況ですが、最初に受付希望としたときには1,945名の方の希望がありました。その中で1,440名の方に現在決定通知を郵送しております。それが6月6日と6月20日がそれぞれ1回目になる。そこも日程を1日に人数を増やしまして、通知をさせてもらっています。残りの方とその後、申込みをした人と合わせて約670名の方に、これから6月にさらに追加をしてあります接種日の決定の通知を郵送するところでございます。これで現時点では、集団接種を希望する方には全員通知を発送することができることとなります。

64歳以下の方の申込みにつきましては、現在検討をしているところですが、若い世代の方への申込みについては、LINEの申込みについての再開も検討をしております。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） ただいま課長より詳しく説明をいただきました。

やはり高齢者の方は、なかなか申込みもしづらいというところもあるかと思えます。できるだけ高齢の方から順次受付をしてもらう方法がよかったかなというふうにも、私自身は感じておりました。

続いて、（3）のワクチンの接種会場の対応について質問をいたします。

接種会場では、時間ごとに整理券を発行して、円滑な受付をする予定が、配布の際に混乱を招いたとお聞きしました。その後、混乱はなかったのか伺います。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 初日ですね。5月1日の初日につきましては、議員がおっしゃるように整理券を配布しているんですが、その配布していることがちょっと分かりにくかったことと、予約名簿と照合もしているため時間がかかる、そういうこともありまして、一部に混乱があり、ご迷惑をおかけしたと思えます。

さらに、皆さんが指定された受付時間よりかなり早く来ていただいた、そういう方が多かったため、

お待ちいただく時間ができてしまいました。実際の受付時間は、皆さんが予約を取った時間で遅れることなく、時間どおり受付することができたと思っております。

そういったことを受けまして、2回目以降は、職員を増やし対応しました。拡声器等を使い、大きな声で呼びかけたり、整理券を受け取ることが分かるよう、複数の職員で呼びかけるなどに注意を払い、混乱が起きないように気をつけました。

個人が2回目の接種の場合は、早く行っても駄目なんだなというところを1回目で経験していただいたようで、2回目の接種のときは、お待たせする時間が少し短かったと思っております。

また、6月の接種からは、先ほどお話ししました抽せんをした方への通知には、早く来ていただいても入場ができないこと、あらかじめそれからその通知に整理券番号を記載した通知を発送して、それを当日持ってきていただくようにいたしております。

ただ、できるだけ早く皆さんに受けていただくよう、1日の予定数もちょっと増やしたというところもありまして、5月の最初ほどではなかったんですが、やはりお待ちいただく時間はどうしてもできてしまいました。やはり早く来ていただいているということもありまして、そういうふうなことはどうしても起きてしまっております。

入場した後に、さらにそこで受付をしまして、先生の診察、そして接種になるんですが、その流れについては、比較的スムーズに流れているかなと、集団接種は医師、看護師、薬剤師、そして役場の職員が従事しております。また、万が一に備えて救急隊も待機してくれています。そのようなスタッフで、安全に、そして住民の方が安心して接種していただけるように取り組んでいるところです。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） その後の受付制については工夫をしていただき、時間短縮等も含め順調にできているということで、安心をしております。

また、課長からも話がありましたとおり、入り口での整理券発行の際にはトラブルがあったんですけども、接種会場の中では段取りもよく、スムーズにできて、とてもよかったと、お褒めの言葉を言ってくださった高齢の方もおりましたことをお伝えいたします。

次に、当日の接種を予定していた方が健康状態や急用等で接種ができなくなり、余るワクチンが出てしまう可能性もあるかと思えます。

ワクチンの廃棄処分はないでしょうか。また、廃棄しないための対策はどのようにしているのか伺います。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 現在までのところ、ワクチンの廃棄はございません。

廃棄しないための対策としましては、村長にもキャンセル待ちで入っていただきましたが、それ以

降は65歳以上の民生委員さん、高齢者に接する機会が多いということで、民生委員さんやそれから医療従事者の方でキャンセル待ちのリストを作成しまして、対応をしております。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） ただいま課長より廃棄を極力避けるために、高齢者と接する機会の多い民生委員の方など、必要性の高い方を中心に接種体制を整えていると、回答をいただきました。

ワクチンの接種につきましては、予約体制の準備や想定外の申込み、それから貴重なワクチンの二重接種を避けるためのキャンセルのお願い、そして接種等の対応に村長としてもご苦勞も相当あるかと思えます。ご自身の接種のことも含めまして、村民の皆様にご伝えたいことがありましたらお願いします。

○議長（小山久利君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほど課長のほうから申し上げましたけれども、ワクチン接種については廃棄することなく、そしてその人たちが必ず予約した人が受けられますよういろいろな手段を通じて今やっているとございます。そういう中においても、第2回目もそうですし、今回も何人かはキャンセルというものが出てしまいました。しかし、そのキャンセルをキャンセルとしてだけじゃなく、それをいかに無駄にしないように、接種できるように、私どものほうもその対応を取っておるところでございます。

一部には、二重に取ってしまったと、これは施設に入っている方々とか、そういうことがおりますけれども、自分で取ったこともあります。これらについても1つは、どちらかはキャンセルしてくださいというお願いをしました。これも強く我々のほうもやっていかなければ、それが無駄になってしまうおそれもあるし、二重に接種というのが今全国でも問題になっておりますけれども、それらがないように、我々のほうもやっていくつもりで今やっております。

二重接種なんていうのは、逆に困りますし、同時にキャンセルがあつて、1人でも2人でもそれが無駄になってしまうということは、これは言うなれば、ワクチンはマイナス75度ですかのところに入れておまして、これを解凍して何時間かかけてやるわけですけれども、これがキャンセルになったときには、それを元に戻すことはできないんです。廃棄するなり、違う人に打つなりということをやらなきゃ駄目なんです。そのキャンセルも、解凍したら6時間か7時間か、これが有効性がなくなってしまうというようなことも聞いております。

そういう中で、短期間にいろいろなものをしなきゃならない、これらについてもいろいろな方からいろいろ言われましたけれども、我々のほうもこれが正しいと思って今やっておりますので、その辺を皆さんもご理解を願いたいというようにお願いします。

無駄がないようにやります。そのときに、もしそのところにおいて、年齢の問題とか、いろいろな

ものがクリアできれば、急にどうだ、打ってくれないかというようなこともあるかもしれません。そういうこともここで予告をさせてもらいたいというように思います。よろしく申し上げます。本当にこれらもいろいろなことについて早く、そして安全にやるように努力をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） ただいま村長にも意見を伺いましたが、私は4月の受付のときから、執行に支障を招かないよう、高齢に該当する村長は、先に接種すべきと勧めましたが、貴重なワクチンを廃棄することなく、有効に活用していただくことが今は大切だと思います。引き続きの配慮をお願いいたします。

次に、このワクチン接種は強制ではないため、希望する方の申込みが必須だと思います。当初はなかなか電話が繋がらない等で、申込みを諦めている高齢の方もいると思われます。そのような方に対し、できるだけ接種をしていただくために、最終予約の受付前に、接種を希望する方は必ず申込みをするように等の周知が必要と思いますが、どのように考えているでしょうか。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 高齢者の方に対する予約のことについてですが、民生委員さんや自治会長さんに、高齢者の方の集団接種の予約支援をお願いしております。地域の高齢者の方から、接種を希望するが、予約方法が分からないあるいはコールセンターに電話が繋がらないなどの相談を受けた場合は、保健相談センターにご連絡いただくよう、5月中にお願いをしてあります。

また、最終受付ということですが、64歳以下の接種が始まっても、65歳以上の高齢者であっても、接種はできますので、今後発送するチラシや村広報紙にまだ受付ができますよということも含めて周知をしていきたいと思っております。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） ぜひ希望する高齢者が落ちこぼれにならないよう、できる限りの配慮をお願いいたします。

新型コロナワクチンの接種についていろいろと答弁をいただきましたが、対応につきましては全て初めての経験で、国の方針や県の指示、広域医療等の連携を踏まえて、村としてどう対応するか、担当職員の方のご苦勞を察するところであります。

村長、副村長からは、担当職員の方の心のケアにも配慮していると、お聞きをしました。私も村民の皆様に対し、職員も苦勞していることを理解していただけるよう、丁寧な説明をしていきたいと思っております。

担当職員の皆様は、集団接種のための休日勤務もあり、大変な毎日だと思います。様々な苦労やいつときの圧力に屈せず、ぜひ休息とリフレッシュも行いながら、村民のために頑張っていたきたいと思えます。

村長におかれましては、引き続き職員に寄り添った対応をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

2つ目の質問は、全国的にも課題となっている待機児童対策について、前回に引き続き質問をいたします。

本村では、昨年4月に14人だった待機児童は、10月には5人に減少、今年3月の定例議会の質問では、潜在的待機児童数名を除き解消されたと報告がありました。年度も替わり令和3年4月時点での待機児童の状況について伺います。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 令和3年4月1日現在の待機児童は3名でございます。その3名全員が1歳児という状況でございます。

しかし、この3名の待機児童のうち、1名は5月に実施した選考会議によって、村内の保育園への入所が決定したため、現在は2名となっております。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） ただいま課長より、現時点での待機児童は1歳児が2名と回答がありました。待機が昨年より大幅に減少しており、改善がされているようであります。今年度もゼロを目指して、引き続き調整をお願いいたします。

次に、3月議会において、村が認可をして開設を進めたい保育事業として、地域型保育事業の説明を受けましたが、この事業の現在までの推進状況について教えていただきたいと思えます。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 現在の進捗状況についてお話しさせていただきます。

現在までに、認可外保育所を運営されている方や勤務をされている方、地域型保育所の運営に興味のある方などから、多数問合せをいただいているところです。そのほかにも村内に企業主導型保育所の建設を検討したいとの相談も来ましたことから、問合せいただいた方のうち、実際に保育所の開設や運営に前向きな意見のあった方たちから事業計画等の聞き取りを開始したところであります。

今後は、その計画の内容や実現性と村の保育計画や住民ニーズなどを照らしながら、聞き取り、協議を重ねていきたいと考えているところです。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） この事業について前向きな質問や実施に向けた相談等が始まっているところですが、開設に向けては慎重に協議と検討を重ねていただき、優秀な事業者の選択をお願いいたします。

次に、潜在的待機児童も含め今後どのように対応していく予定なのか、考えをお聞きします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 待機児童対策として、現在実施しています対策を継続していきたいというふうに考えております。

まず、1点目ですが、村内の保育園、認定こども園に協力をいただき、可能な範囲で定員を超える児童の受入れをしていただいでいく。

2点目ですが、待機、それから潜在的待機児童となっている児童については、その児童の保育計画が決定するまで、保護者との相談や村内外の各園との調整を図ってまいりたい。

最後に、現在実施しています地域型保育所や企業主導型保育所の開設など、保育ニーズに対応する施設の開設に向けて準備を進めていきたい。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 課長より、現在の待機児童対策を継続するとの答弁もいただきました。

国での先月21日の参議院本会議において令和4年10月からは、高額収入世帯への児童手当を廃止して、待機児童の解消へ充てるとのことが決定されました。保育施設の提供につきましては、保護者の都合等もあり、入園の調整に難しい部分もあるかと思えます。引き続き努力をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

3つ目の質問は、創造の森キャンプ場の有効活用についてお聞きいたします。

キャンプ場の人気は、コロナ禍にあっても年々人気が高まっており、同時に施設等の改修や増設など、要望も増えているものと思われます。

以前の質問に必要な整備、改修は検討するが、過度の設備投資をせず、利用者に望まれる施設となるよう考えているとの答弁がありました。今年度はどのような対応を考えているのか伺います。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 昨年12月、第4回定例会での一般質問での回答だったと思われまます。本年度におきましては、例年どおり4月5日より開場をさせていただき、開場日より利用者の方へアンケートの協力をお願いしております。

利用者の方、全員からのアンケートの回収とはなりません、現在200名余りの方からのアンケートをいただいております。

アンケートの回答の中で、すぐに対応できるものについては対応するようにしております。また、アンケート中、要望の多いものの中ですが、給湯器、またシャワー施設といったものの要望もございました。

アンケートに回答いただいた内容を一つ一つ確認しながら、今後の施設管理に生かせればと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） ただいま課長より、今年度はアンケートの回収、回答を参考に、過度な設備投資ではなく、すぐに対応ができるものは要望に応えながら、今後の施設管理に役立てたいと回答をいただきました。

必要な整備については、できるだけ対応するようお願いをいたします。

次に、利用状況に空きがある場合に、休日は現地受付で利用の向上を図る、また管理棟に自動販売機の設置や地元特産物の直売など、地域経済の活性化にもつながるための条例改正について検討を進めてはいかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいまのご質問の利用状況の空きがある場合の現地受付につきましては、キャンプ場のご利用につきましては、利用者の人数や利用団体に利用制限を設けております。利用人数や利用団体の把握、こちらにつきましては役場産業振興課で行っており、役場に予約をいただいて、手続を進めさせていただきます。初めに仮予約ということで、希望される利用日について電話等、ご連絡をいただきます。その際に既に利用予約または団体数で制限いっぱいである場合には、利用できない旨、お伝えさせていただいております。

また、仮予約をされた方につきましても、原則利用日の1週間前までに本予約という形で利用される方の名簿等を提出いただき、承諾書を管理事務所へ当日提示いただくようお願いしております。このため、祝日等で利用される方が急遽管理棟へお越しになられても、事前の予約等の確認が取れないため、お断りをさせていただいております。

管理事務所での管理につきましては、利用当日の名簿の確認、またコロナ対策のため当日の検温など、利用者の方の感染防止のためをお願いをさせていただいております。

また、共用スペースなどでは、トイレや炊事場などの手指消毒のアルコール消毒薬の設置、補充、また通常の創造の森の管理をお願いしているところでございます。

また、議員からのご提案ありましたが、地域の活性化のためにも考慮し、管理棟での自動販売機や地元特産物の販売に対応できる条例改正についてというご質問でございましたが、これにつきまして今現在の創造の森では、自動販売機や物販は行っていない旨、ホームページ等でご案内をさせていただいておりますが、今後物販の希望であるとか、自動販売機の設置などのご相談があった場合には、現行の創造の森の設置及び管理に関する条例並びに施行管理規則等でも対応可能と考えております。そういった計画がある場合には、事前にご相談をいただいて、内容の協議等を進めさせていただければと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 現地管理については難しく、コロナ禍にあっては通常以上の厳重な管理が必要であり、経費をかけないで管理するのは、現行が精いっぱいであるというふうに感じております。

また、経済の活性化については、条例の改正をすることなく、現行の規則において一定の条件を満たせば、村長の許可を受け可能であるという答弁をいただきました。

この施設は、年間の利用ではないため、施設や管理費の費用対効果の面であっても、課題があるということは承知をいたしました。

今後にも必要な対応を取りながら、引き続き慎重に検討し、有効活用で活性化が図れるようお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

最後の質問は、今年度から実施される防災中枢機能施設の進捗状況について伺います。

今年度より、事業に着手することになっております防災中枢機能を備えた公民館と学校給食センターの複合施設について現在の進捗状況を伺います。

○議長（小山久利君） 井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、議員さんのご質問にお答えいたします。現在の進捗状況でございます。

本件は、災害時の村民の安全、安心に直接関わる事案でございます。村長からも一刻も早く事業を進めるよう強い指示を受けております。

令和2年度までに生涯学習や学校給食、災害対応などの専門家をお招きして開催いたしました建設委員会で、災害時には一時避難所となり得る新しい公民館と災害時の応急給食機能を有した新しい学校給食センターの機能を兼ね備えた防災中枢機能施設の概要について検討し、基本設計をまとめたところでございます。

本年4月の入札におきまして、本計画の建物実施設計業務の新たな受注者が決定したため、基本設計の内容を踏まえて、詳細な設計である実施設計業務に向けて、設計業者と調整を進めながら、現在

事業を進めております。

併せて、本計画の事業認定申請を行うための申請図書の作成、また建設用地の造成設計業務も併せて行います。さらに、今年度末までに建設用地の用地買収を行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） ただいま事務局長より、今年度は実施設計に着手と、それから用地買収の準備というような回答をいただきました。私も過去に経験がありますが、新規事業は用地買収が大変です。用地買収が終われば、事業の半分は終わったようなものと、よく言われたものです。

大変だと思いますが、早期に着工ができますよう、ご努力をお願いいたします。

次に、今後予定される整備と完成予定時期について、想定している範囲内で結構でございますので、説明をお願いいたします。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、今後の予定につきましてお伝えいたします。

先ほども申し上げましたように、令和3年度末までに、詳細な設計である実施設計業務及び建設用地の用地買収を終え、4年度に建設用地の造成工事、令和5年度から本施設の建設工事に着手し、令和6年度中に完成、令和7年度から施設の供用開始が行えるよう、計画的に事業を進めていきたいと考えております。

なお、県が整備を進め、現在、駒寄スマートインターから雛子交差点までの一部区間で開通している県道南新井前橋線バイパスにつきましては、令和8年度中に雛子交差点から本建設用地を通り、村役場までの区間を開通させ、全区間で供用開始になるというように聞いております。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 通常は公民館と学校給食センターとして、それぞれの機能を発揮し、災害時には緊急対応の拠点として期待をされるこの施設整備が順調に進み、予定どおり供用開始となるようよろしくお願いいたします。

今年度も新型コロナ中心の村営運営となることが予想されます。コロナ禍での福祉対策や生活支援対策また昨年に続きプレミアム付き商品券の発行など、地域経済の活性化にも取り組んでいただいていることに対し、感謝を申し上げます。財政状況を見極めながら、引き続き村民に寄り添った村営運営をお願いいたします。

今年も間もなく暑い夏を迎えますが、職員の皆様も暑さに負けないよう、健康には十分留意をいた

しまして、令和3年度の業務執行に努めていただくことをお願いいたしまして、私の全ての質問を終わります。ご協力大変ありがとうございました。

○議長（小山久利君） 以上で生方勇二議員の一般質問を終了いたします。

ここで昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

午前11時7分休憩

午後1時再開

○議長（小山久利君） 午前に引き続き会議を再開いたします。

質問順位3番、南千晴議員の質問を許可いたします。

なお、申合せに基づき、南議員より着座のまま一般質問を行いたいと申出がございましたので、これを許可いたします。

12番。

〔12番 南 千晴君登壇〕

○12番（南 千晴君） 皆さん、こんにちは。12番、南千晴でございます。

本年の3月、民間団体みんなの生理が発表した調査をきっかけに、生理用品を買えない生理の貧困が注目されております。日本の高校生や大学生等を対象としたこちらのアンケート調査によりますと、5人に1人が過去1年間に金銭的な理由で生理用品の入手に苦労したことがあると答えました。また、過去1年以内に金銭的な理由で生理用品でないものを使ったのが約27.1%、過去1年以内に金銭的な理由で生理用品を交換する頻度を減らしたと答えたのは37%でした。

内閣府男女共同参画局も、経済的な理由により生理用品を購入できない女性や女子がいるという整理の貧困に係る地方公共団体の取組を調査しております。本年5月19日の時点の調査によりますと、生理の貧困に係る取組を実施している地方公共団体の数は255団体でした。調達元としては、「防災備蓄」が184件と最も多く、次いで「予算措置（予備費の活用も含む。）」が55件、「企業や住民等からの寄付」44件でした。群馬県では、渋川市、桐生市、太田市、安中市、藤岡市、前橋市、館林市、玉村町、草津町の9市町が配布や小・中学校及び公共施設に配置するなどの支援策を講じているとのことであります。

全ての方が安心して生理期間を過ごせるようになるよう、村における取組はもちろん、これまでも取り上げてきました待機児童解消など、今後の村政へ生かしていただくべく、本日登壇させていただきました。

以下、自席に戻り質問をさせていただきます。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 着座のままということで許可いただきました。ありがとうございます。

まず、最初に、待機児童解消に向けて質問を行いたいと思います。

先ほど生方議員の一般質問の中でありましたけれども、保育園及びこども園の待機児童の数が本年4月1日の時点で3人、現在は2人となっているということが分かりました。それ以外の待機児童にカウントされませんが、潜在的待機児童の数、管外保育利用者の人数が現状どうなっているのか、まず伺います。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 令和3年4月1日現在の数字で申し上げさせていただきます。令和3年4月1日現在の、改めまして待機児童は3名でございました。潜在的待機児童につきましては17名でございます。また、管外いわゆる村外の保育園等に入所している児童は36名でございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 潜在的待機児童は17人、管外保育が36人ということでお答えいただきました。保育所に申し込んだのに待機児童数には含まれない、要は育児休業の延長や求職活動を休止している保護者というのが潜在的待機児童でありますけれども、一日も早く受入先が決まることが何よりであります。

先ほど答弁にもありましたけれども、現在、相談があるとおっしゃってございました地域型保育所及び企業主導型保育所は、予定で構いませんが、いつから開所や入園が可能となる予定でいるのか、分かる範囲でお答えください。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 初めに、地域型保育所の開所の予定、見込みについてお答えをさせていただきます。

現在、村に来ている相談者のうち、開所に前向きな方1名の計画、希望というふうに受け取っていただきたいんですが、この方の計画では、来年度当初から開所をさせたいとの意向でございます。今のが地域型保育所の開所の予定でございます。

続けて、企業主導型保育所の開所相談も来ているということで、そちらの見込みにつきましては、まずこの相談者は、この企業主導型保育所の開設に当たり、公益財団法人児童保育協会への応募を計画をさせていただきます。児童保育協会の事業に採択をされますと、園舎の建設費や保育所運営費に対して協会から助成金が交付されることとなるため、これを活用したいとの考えでございます。この事業の採択、いわゆる内定が出るまでには1年から1年半程度かかるとも言われておりまして、現状では開所の予定や見込みについてはお答えできない状況となっております。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 課長の説明のほうで、地域型保育所のほうが来年度当初を予定しているということでお話がありました。特に地域型保育所は、待機児童が多いゼロから2歳児を受け入れてくださるという保育所になっております。こちらが入園可能となると、入園が決まっていない保護者にとって大変ありがたいことだと思っております。村としてもできる限り指導や助言等をしていっていただきたいと考えております。

企業主導型保育所のお話でありますけれども、こちらの対象年齢は今のところどのような予定で画されているのか、現在進んでいる話の状況で構いませんのでお答えください。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 企業主導型保育所の建設として相談に来ているもの、現状のものでお答えをさせていただきます。こちらにつきましては、定員としましては19名以下、対象児につきましてはゼロから2歳児の園児を対象ということで相談に来ております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 答弁いただきました相談を受けている地域型保育所と企業主導型保育所、ともに対象年齢がゼロから2歳児ということが分かりました。ほかにも管外保育の中で事業所内保育所というところを利用している方もおられると思いますが、こういったところもゼロから2歳児が対象となっております。ただ、そちらを利用できる年齢でなくなったとき、3歳児以降はほかの保育所に入園できるかどうか、それが課題となります。3歳児以降もやはり保育所に入園できて、保護者の方が仕事を継続できなければ意味がないのかなと思っておりますが、3歳児以降の受入先については、村としてどのように考えていますか。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 議員のおっしゃるとおり、ゼロから2歳児を受け入れる施設ができても、3歳児以降の児童の受入先が今後問題になってくるという意見でございまして、私もそのようには考えているところです。まずは村内の保育園やこども園、それから公立の幼稚園もございまして、そちらに入園をしていただくように各園と連携をして進めていきたいと考えております。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 保育所、村内の保育所や村立の幼稚園との連携をしていきたいというお話

でありますけれども、ずっと待機児童の関係で取り組んできた中で、やはりそこにも課題があるなど思っております。まず1つが、村内の3つの保育園やこども園は、既に定員を超えて約120%ぐらい預かっている状況、そういった中で3歳児以降の入園が必ずできるのか、それとそもそも今の約120%、それを今後も継続していくことが本当に可能なのか、そういった課題があります。

また、村立幼稚園では、以前質問させていただきましたけれども、慣らし保育や預かり保育開始の期間が長いことから、やはり仕事を継続できるのかといった課題があります。もう一つは、管外保育を利用している方の中にも、もちろんゼロから2歳児を対象としている事業所を利用している方もおられますし、村内の保育所を第一希望としているけれども、入れないから管外に行っているというお話も多々聞きます。そういった点から、非常に課題があるなど考えております。この管外保育の利用状況は、過去の主要成果の説明書を見たところ、令和元年度は管外委託の月別入園状況の平均が37.3人、令和元年度が。平成30年度は28.5人、29年度は11.8人、28年度は8.2人、27年度は5.9人、26年度は6.8人、25年度は3.6人ということで、本当に待機児童が出始めたここ最近、急激に管外保育が増えている状況です。これは待機児童との関係が影響していると考えられます。これを考えると、もう一つ村内に保育園あるいはこども園が必要なのではないかと考えますが、村として今後についてどのように考えているのかお答えください。

○議長（小山久利君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） ただいま南議員がおっしゃるとおり、本当にだんだん多くなっていることは事実でございます。さらに、管外、村外に行っているということも事実です。そういう中においては、管外においては、管外の勤めとかそういうもので行っている方も相当おるといことは、我々のほうも承知しているところです。さらに、一番初め120%程度とどうのこうのというのがありましたけれども、これも考えようによっては120%を超える部分が5年間とかそういうことになると、国・県のほうから指導が出てきます。それができなくなるような状況にもなりかねません。そういうことを考えると、先ほど村上課長のほうからありましたけれども、第一義的には、来年度からできるであろう一つは地域型ですか、地域型の保育所あるいは企業主導型の保育所とか、そういうものをなるべく早くできるように我々のほうも指導していくということが一番大切じゃないかな。しかし、それでも間に合わない場合、できれば、我々のほうは幼稚園が相当定員を割れております。その定員割れているものに対していかに時間を長くできるかどうかとか、そういうものも検討しながら考えながら、それらも含めて、できれば村営の幼稚園のほうに行ってもらえる人をやっぱり見つけなきゃならない。それには、先ほど言ったような対応をしなきゃならないということを検討しながらやっていきたいと思っております。これは幼稚園、保育園、すぐできればいいんですけども、民間のほうのお願いもしなければならぬというように考えております。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番(南 千晴君) 来年度からもし地域型保育所ができれば、そこでゼロから2歳児を約10人ぐらいですか、受け入れてもらえるんじゃないかと思います。待機児童の数がただゼロになればいいというだけでなく、潜在的待機児童数が管外保育、そういったところもどうなのかというのも一緒に見ていかなければならないですし、取りあえず入れたよかったというよりは、その後の3歳児以降の受入れに関してもしっかり村として受皿がない限り、そこでまた3歳児になったら待機になってしまったということがないように対応していただく必要があると思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

そして、子どもを育てるなら榛東村ということで、村長のほうも待機児童に関しては大変頭を悩ませているところだと思いますけれども、事前にやはりある程度の保育のニーズ調査ができないかと考えております。入園の申込書を希望するより前にやはりその辺が分からないと、今後の計画だとか、いつ頃になるとこの年齢が多いから足りなくなるとかという、その想定とか推計もできませんので、早めにする必要があると思うんです。それで村は今、乳児健診を1歳になるまでの間3回行っております。3か月のときの健診には問診票も送られてきたりしているので、こういった乳児健診のときにそのニーズ調査等、案内や保健センターなどへ来たときに入園希望の時期、何歳で入れたいのか、そういったことを調査ができるんじゃないかと思うんですけれども、そういったことを参考にしながら生かしていただきたいと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長(小山久利君) 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長(村上 誠君) 保育園やこども園の入所相談につきましては、募集期間に限らず、年間を通して随時対応をさせていただいているところではありますが、今、議員がおっしゃるような健診時に例えばニーズ調査を行うような、そういったものもできるかどうか検討していきたいと思っております。

○議長(小山久利君) 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番(南 千晴君) ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、学童保育所について伺います。

5月の臨時会におきまして、今年度中に南部第三学童保育所を建設する計画だと伺いました。また、待機児童もいるというお話の中で、現在、多くの方、児童を預かってくださるということも伺いました。南部第三学童保育所が建設されるまでの間、現状どのような対応をしているのか簡潔にお答えください。

○議長(小山久利君) 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 特に南部第二学童保育所では、小学生1、2年生の児童の受入れを
していただいております。こちらでは、もう既に定員を超える児童を受けていただいている。指定
管理者におきましては、ずっとコロナ禍の状況にあっても、今までもずっと開所を続けてくださ
っております。施設内が密接な状態になるということから、小まめな換気をはじめとする感染症対
策の徹底と、それから児童の分散や見守り強化、そういったことのために支援員も多く配置をし
てくださっていると、そういった数々の対策を講じてくださっているということです。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 指定管理者である榛東村社会福祉協議会のほうで、感染症対策をはじめ支
援員の配置等かなり努力をしながら、多くの児童を受け入れてくださっているということが分かりま
した。臨時会でもお聞きしたんですけども、夏休みの受入れについては、昨年もやっていない、今
年もということでありまして、南部も北部もやはり今の現状であれば両方難しいということな
のか、再度お答えをお願いいたします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 以前にもお答えをいたしました。各施設ほぼ定員いっぱいの状態
でございます。また、施設内が過密な状態であることから、夏休み期間中のみの児童は受入れをし
ないということでご案内をしているところです。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 南部第三学童保育所ができれば可能となるというようなお話も、前回の臨
時会のときにお答えいただいているかと思うんですけども、そのときそのときで対応しているのだ
と、やはりどうしても遅れてしまって、臨時的に指定管理者がかなり努力をして何とか入れてくださ
っている状況が見られますので、こちら先ほどの保育所と同じように、事前にある程度学童を利用
するかどうか、申込の前にニーズの調査をしたらどうかと思っております。例えば年長児、5歳児
の保育所や幼稚園の入園申込みのときとか、要は1年以上前の段階で小学校入学後の学童の利用希望
調査等を取って、その上で、ある程度ニーズが分かればどのような方向でいけるのか、今の施設で足
りるのか、今の人員配置で足りるのか、そういったことも想定できると思うんですけども、このあ
たりいかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 募集案内につきましては、対象児童となり得る園児から児童まで、

今後募集を行っていききたいというふうを考えておりますが、年中児等につきましては、また園のほうの協力もいただかなくてはいけないと思いますので、今後、園長会議等でお諮りして意見を聞いてみたいと思います。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 保育所に通っている方、また幼稚園に通っている方の中でも学童を利用するという方もおられると思いますので、なるべく早めに関係各所と連携しながら調査を行っていただいて、そのほうが学童の支援員の配置、そういった部分もある程度めどが立たないと、いきなりいっぱい入れるから職員増やしてくださいなんて、短期間で言われても対応するのが非常に大変だと思いますので、その点を踏まえてやっていただきたいと思っております。

そして、今年度で学童の指定管理の期間が終わりとなります。他の市町村では、学童を指定管理ではなくて委託といったほかの形で運営をしていただいているところもあるようで、また年数におきましても、短い、長い、そういったいろいろ市町村によって取組が違うそうですので、やはり指定管理者にとって学童の職員の確保の難しさ、またそこで働いている職員、子どもたち、保護者、そういった影響も考えなければならぬと思っております。

そこで、今後も今までどおり指定管理3年といったことでやっていくのか、他の市町村を参考にするなどして学童の管理運営を期間や方法も含めて検討するのか、そのあたりの考えを伺います。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） こちらにつきましては、県内の自治体の状況等を今後調査をさせていただいて検討をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 期限も今年度でということでありますので、なるべく早めに調査検討をしていただいて、やはり時間的な余裕がある中で、管理運営をしていただける方に対して周知をしていただきたいと思います。また、待機児童が出ないよう、引き続き対応をしていただきたいと思いますと思っております。

続きまして、障害児等に関する保育所への補助金について伺います。

平成25年12月に、こちらを私が一般質問をしまして、そのとき村の保育充実促進費補助金の障害児に対する補助金が近隣市町村と比較して金額が低い状況が分かりました。その後、増額や見直しがあったのか伺います。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 議員から以前にも質問があったということで、今、近隣の自治体の状況を調べているところでございますけれども、榛東村につきましては、以前調査されたときと同様の、今、補助金の内容となっております。今後、また近隣自治体の調査状況がまとまったところで回答させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 現在、近隣の状況調査をしてくださるということでありますので、また調査していただいて増額見直し、そういったことを検討していただければと思います。

また、障害児等の支援のほかにも、やはり市町村それぞれ単独で保育所に対する補助金を出しているというお話をお聞きしましたが、村のほうはそのあたりはどのようになっているのかお答えください。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 村が保育園やこども園に対する補助金として、村単で交付していません補助金としまして、榛東村次世代育成支援対策補助金がございます。内容としますと、園が実施する地域活動事業に対する補助金で、1事業所当たり12万5,000円がございます。そのほか各自治体で単独で各園に交付している補助金があるようなんですが、そちらも今現在調査中でございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） こちらも調査中ということでありますので、また調査の結果等、分かりましたら教えていただきたいということと、やはり障害児の保育について、またそういった補助についてしっかりと近隣の市町村の取組等を参考にして充実させていただきたいと思っておりますが、このあたりはどのように考えているのでしょうか。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） まずはしっかりと近隣自治体の状況調査をさせていただいて、検討させていただきたいと思っております。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番(南 千晴君) よろしく願いいたします。

続きまして、生理用品の無償提供について伺います。

現在、村として生理用品の無償配布または公共施設等での設置、そういったことは行っているのでしょうか。

○議長(小山久利君) 住民生活課長。

[住民生活課長 村上 誠君発言]

○住民生活課長(村上 誠君) 現在のところ、生活困窮者等に対しまして生理用品の提供は実施してございません。

○議長(小山久利君) 12番。

[12番 南 千晴君発言]

○12番(南 千晴君) 防災備蓄品の中にも生理用品の項目がありまして、村のほうにもあると思うんですが、更新時それらの有効利用、活用することが可能かどうかお伺いいたします。

○議長(小山久利君) 清村総務課長。

[総務課長 清村昌一君発言]

○総務課長(清村昌一君) 今、お話いただきましたとおり、防災備蓄品の中に生理用品もございまして、備蓄はしているところでございます。しかしながら数量が大変少量でございまして、こういった無償提供に活用できるかということであると、現状ではちょっと難しいというような状況でございます。

○議長(小山久利君) 12番。

[12番 南 千晴君発言]

○12番(南 千晴君) 数量が少ないということでありまして、東日本大震災のときにもやはり数が足りなくて、1人1つしか、1枚しか渡せない状況があったということで、やはりその辺の備蓄がどのくらいの量がいいのかというのは非常に難しいですけれども、ちょっと私も数を見ましたけれども、少ないなというのが印象であります。1人1枚だけ渡せばいいというものではないので、その辺もちょっと考えていただきたいと思っております。

群馬県内でも県立学校等で無償提供、設置するというような動きもありますけれども、村でも公共施設や学校において無償提供や設置を今後検討していただきたいと思いますが、学校また公共施設、それぞれ検討して下さるのかお答えください。

○議長(小山久利君) 井口教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 井口克三君発言]

○教育委員会事務局長(井口克三君) それでは、私からは、学校ということでお答えさせていただきます。

群馬県では、経済的な理由や保護者のネグレクト、養育放棄などのため生理用品を購入できない生

理の貧困対策としまして、県立高校や県立特別支援学校において、必要な子どもに対して生理用品を手渡したり、保健室に近いトイレに置いたりして対応していると、無償提供していると聞いております。

本村においては、これまでも生理用品が必要な子どもたちに対し、各校の保健室において養護教諭や女性教職員を中心に、一人一人の体調や家庭環境に合わせて必要数の生理用品を無償で提供しており、今後も継続していきたいと考えております。本件で何よりも大切なことは、子どもたち一人一人の困り感に寄り添って、気軽に相談できる相談体制づくりと、必要なときに必要数を提供し、子どもたちが安心して学校生活を送ることと考えております。

今後も、子どもたち一人一人を丁寧に見守るとともに、各校での相談体制や指導体制の充実を図っていききたいと考えております。

さらには、経済的な理由で困り感のある保護者に対して、学校給食や学校行事、学用品等に係る費用の援助を受けることができる就学援助制度について丁寧に説明した上で申請をしていただき、援助につなげることも積極的に行っていきたいと、現在も行っているということでございます。

今後も、経済的な理由において困り感のある保護者、子どもたちに寄り添った支援、援助を進めていきたいと考えております。

以上です。

〔「公共施設は」の声あり〕

○議長（小山久利君） 公共施設。

暫時休憩いたします。

午後1時32分休憩

午後1時32分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 公共施設ということでございますが、生活困窮者等に対しての提供につきましては、まず生理用品に限らず衣類の無償提供や食品支援などに取り組んでいる団体も創出してきていることから、まずはそうした団体の情報収集、それから照会を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 学校での取組等、丁寧に答弁いただきましてありがとうございます。やは

りなかなか子どもたちも、そういったことを申し出ること自体ためらう子どももいるのではないかなという部分もありますので、その点も含めて学校で丁寧な対応をしていただいたり、また必要量というのでも違ってきますので、その点も含めて対応をしていただきたいと思っております。

村のほうも、一応防災備蓄の中にも数量は少ないですけれども、あるということが分かりましたので、必ず更新はされると思いますし、また予算を取ってという市町村もありますので、そういったところの取組等を参考にしながら、支援をしていただきたいと思いますと思っております。

続きまして、ごみの再利用・再資源化について伺います。

以前、プラスチック包装容器のリサイクルに関して質問をしましたが、その後、村のごみの再利用や再資源化において新たに取組んだことがあるのか、まずお聞きいたします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） プラスチックごみの分別収集につきましては、以前からご質問いただいているところでありますが、新たな取組としては、資源ごみストックハウスにおきまして昨年の途中からではありますが、使用済みインクカートリッジの回収を開始させていただきました。また、プラスチックごみではないんですけれども、村では保存期間が満了した文書の廃棄を、裁断して資源ごみとして排出する取組を開始いたしましたところではあります。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 新たに取組んだことということで説明いただきました。プラスチック包装容器の分別収集については進展があったのでしょうか伺います。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） プラスチック容器包装等の分別収集につきましては、現在、渋川広域組合の職員と構成市町村の衛生担当職員による研究が始まったところではあります。各家庭で分別していただいたごみの排出方法や収集業者による回収や運搬の方法、清掃センターでの保管や処理方法など、様々な課題が山積しているため、こちらにつきましては広域組合、それから構成市町村と連携して足並みを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） プラスチック包装容器分別収集していないのが県内でも渋川広域のみ、ほかのところはもう全部分別収集をしている状況でありますけれども、去年、渋川地区広域市町村圏振

興整備組合の議会の中で、やっぱりごみの問題について一般質問がありました。現在、渋川広域では、やはりプラスチックごみは燃えるごみとして焼却し、焼却灰を埋め立てているところであり、処分するのに十数年で三十数億円かかると、そういったお話も出ており、今、渋川市が埋立処分地、あと10年くらい、約10年ぐらいたつと吉岡町、また渋川市、今度は榛東村ということで順番決まっております、その埋立処分地、何十年か後にはまた榛東に来るとい、それを繰り返している状況であります。やはりごみの減量化、また分別収集の取組を強化していかない限り、ずっとこれを繰り返して、どこかの自治体が埋立ての処分地を提供しなければいけないというような状況でございます。

全国的にもプラスチックごみ、そういった環境問題等に取り組んでいる自治体がありますけれども、先進地ではごみゼロ宣言をして、ごみの減量化や分別収集、細分化に取り組んでいる市町村もあります。村長も広域議会でとても大切なことだと、3市町村で話合いができればとおっしゃっていただきましたけれども、もちろん広域で話し合うことが大切であるとは思いますが、村としても資源ごみストックハウスを利用して、再利用・再資源化できるものを少しずつ増やしていただく、そういった取組も可能だと考えますが、村長いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 南議員がおっしゃるとおりに、私自身も前のときにいろいろなごみに対して、あるいはプラスチック等についてストックハウスを造らせてもらいました。今それが大分機能的に、そのストックハウスで相当、土日あるいは役場へ持ってきたものについても、ふだんからそちらのほうへ運ぶようにやっているところでございます。

今後についても、そのようなことを含めて、いかにこれが、この広域だけでなく群馬県全体でできるかどうかとか、そういうものについても町村会のほうにも私もいろいろ話をさせてもらっておりますので、今後についても、一町村だけではちょっと無理ではないかな、全体でそれをやるような方法で今提案をさせてもらっておりますので、今後もそのようなことをやっていきたいというふうに思っております。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 1つの村だけではなくて全体でというようなことで、町村会はじめ村長のほうで働きかけしてくださるということで、大変心強いなと思っております。また、やはりそれにおきましても、榛東村はそういった取組の先頭に立てるように村としても取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、誰もが安心して利用できるふるさと公園について伺います。

春先からふるさと公園を親子連れで利用している方も増えてきて、そういった光景を多く見ます。その中でベビーカーを利用している方も多くいます。しかし、ベビーカーでは歩道橋は、ローラ

一滑り台の歩道橋は渡れず、一度外へ出て道路を歩いて信号を渡らないと西側のアスレチックがある公園には行けない状況です。一部、その西側の公園横に駐車場もあるんですけども、3台ですか、本当に数台だけしか利用できません。本当に知っている方だけの利用となっています。あちらの村外の利用者また帰省したときにお孫さんたちを連れて、おじいさん、おばあさんが来ているような、そういった光景も見erわけでありますけれども、駐車場や公園の入り口付近に公園全体の案内看板とか、どこからどういうふうに入れて、どこにトイレがあってとか、そういったのが分かるものが設置されていない状況だと私は認識しているんですけども、そういうのが分かりやすい案内板等が現在あるのかお聞きいたします。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいま南議員よりご指摘ありました件でございますが、現在のふるさと公園駐車場におきましては、施設内の配置等をご案内している看板、案内板等はありません。駐車場内にある案内板につきましては、本村における観光施設ということで耳飾り館やワイナリー、また創造の森へ向かう矢印の案内が駐車場内に設置されているのみとなっております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 先ほども言ったように、分かりやすい公園の案内板はないということで、どこからどういうふうに行けて、例えば歩道橋は子どもたちなり歩いて上っていけば行けますけれども、ベビーカーや車椅子では渡れないわけで、そういったこともどこの公園に行っても大体案内板というのはあって、トイレを確認できたりするものだと思うんですが、村としてもふるさと公園、やはりこういった案内板をしっかりと掲げる必要があると思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 議員のおっしゃるご意見を参考にさせていただきます。今後、ご利用される方に分かりやすい案内ができるよう検討を含め進めたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 検討をお願いいたします。

そして、ベビーカーや小さな子ども連れでも利用できる、また車椅子でも安心して利用できるトイレが、今、ふるさと公園にあるのか伺います。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

[産業振興課長 山口誠一君発言]

○産業振興課長（山口誠一君） ふるさと公園の整備でございますが、上野幹線道路を挟んだ東側の公園整備が昭和63年から始めております。その後、2期、3期と工事を複数年かけて現在のような東側と西側の公園の配置となっております。西側の公園整備の際には、トイレにつきまして多目的トイレということで、男性用、女性用のトイレのほかに多目的に利用できるトイレを併せて設置させていただいておりますが、東側の公園につきましては多目的トイレの配置はございません。

○議長（小山久利君） 12番。

[12番 南 千晴君発言]

○12番（南 千晴君） これも平成26年9月に公園のトイレの状況を聞いておりまして、和式だったものを洋式化したので、1つの女子トイレもそうなんですけれども狭い、大変狭いトイレになっていて、子ども、小さい子どもを載せておけるチャイルドシートですか、チェアですか、そういったものも見当たらないということで、当時でも前向きに取り組んでいきたいというようなお話をいただいたんですが、その後もトイレのほうは特に予算措置等を取られていなかった状況であります。約30年ほど前にできたふるさと公園でありまして、遊具の更新、トイレの洋式化はしていただきましたけれども、やはり今の時代に合った施設にそのほかにも更新していくべきではないかと思っております。ベビーカーや子ども連れ、車椅子など、誰もが安心して利用できるトイレの整備が西側だけではなくて、東側のほうも必要だと思うんですけれども、そのあたりはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

[産業振興課長 山口誠一君発言]

○産業振興課長（山口誠一君） ただいま議員からご指摘ありましたとおり、西側のトイレについては多目的のトイレを整備させていただいておりますが、東側のトイレにつきましては、和式から洋式へのトイレの改修は行いましたが、それに併せた形での多目的トイレの配置というものはなかなか難しい状況となっております。現在のトイレの改修、また新たなトイレの設置、併せて公園維持管理を検討する上で参考とさせていただきたいと思います。

また、新たに設備、施設を整備するに当たっては、補助金であるとか既存の改修の補助金などがあるかについても考えながら検討したいと思います。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

[12番 南 千晴君発言]

○12番（南 千晴君） しっかり検討していただきたいと思いますし、一度来て、やっぱりトイレが使いづらいとなると、また次、子ども連れて行きたいかなと思うと、なかなか足が向かなくなるんじゃないかと思しますので、やはりここは大切なことではないかと考えますので、ぜひよろしくお願いいたします。

最後に、新型コロナウイルスワクチンの接種について伺います。

ちょっと時間がないので、現状については先ほどの一般質問等でもお伺いしましたので、今、市町村独自で日常生活を送るために欠かすことができない分野等職種の人を対象に、例えば保育士だとか幼稚園教諭だとか、福祉施設の職員などのエッセンシャルワーカーを対象に優先接種枠を設けたり、それらの方の希望者をリスト化してキャンセルで余った場合に対応したりするなどの取組を行っている市町村があります。群馬県内でも特にワクチン接種対象外の子どもたちと接する機会が多い保育施設の職員や小・中学校の教員らに優先接種する動きもあります。優先接種等を決めるのにはいろいろな考えもあると思うんですけども、村ではこのような対応は今のところ考えていないのかお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 今おっしゃった、そのエッセンシャルワーカーと言われる人たちのことにつきましては、村のほうでも接種の優先順位の上位に上げるか、またキャンセル対応で早めに接種ができるようにするか、現在検討しているところでございます。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 検討しているということでご答弁いただきました。村長、このあたり村長はいかが考えていらっしゃいますか。

○議長（小山久利君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今、安田のほうから答えたとおりの検討を始めておるんですけども、実は私自身も接種している人のところへ必ずずつと行っておりますけれども、そういう中で教員の問題、教員について夏休みにやったらどうかというような話も、ちょっと住民の意見とかそういうのを聞くためにも話を出したんですけども、一部どうしてもそれは不公平だというような答えが返ってきて、あれ、どう思っているのかなと私自身も本当に迷っているところです。はっきり言うと、保育園のあるいは小・中学校の先生方と給食を扱うところとか、そういうものを優先的にやりたいというような意味でちょっとやったんですけども、残念ながらそういうような意見が何人かから聞かれたんで、今、本当に我々のほうで決めたら、それをきっちりやるというような心を持ちながら検討をしていきたいと思えます。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） いろいろな意見等あると思えますし、私も、こうすべきだとはなかなか言うのは難しいなと思っているところでもありますけれども、近隣の取組含めていろいろな人の意見を引

き続き聞いて、検討していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わりとさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（小山久利君） 以上で、南千晴議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を2時10分といたします。

午後1時50分休憩

午後2時10分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第5 議案第52号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第5、議案第52号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、議案第52号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書それから議案参考資料ともに1ページをお願いいたします。改正内容の説明につきましては、議案参考資料を見て行いたいと思いますので、議案参考資料の2ページ、3ページをお開きください。新旧対照表にて説明させていただきます。

まず、順番がちょっと前後してしまいますが、3ページの上段をご覧ください。

現在、村の条例で定めております個人番号カードの再交付手数料、この額が法律の改正によりまして、地方公共団体情報システム機構、これは個人番号カードの発行を行っている団体、機構でございますが、こちらにて定めるということが法律のほうで明記、明確化されましたので、条例の規定から削除するものでございます。

あわせて、法律名の改称や条項ずれなどに対応する改正を行うものでございます。

なお、施行日でございますが、法律の改正に合わせ令和3年9月1日としております。

議案第52号の説明は以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第52号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第6 議案第53号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第6、議案第53号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第53号について説明申し上げます。

議案書につきましては3ページ、議案参考資料につきましては4ページをお願いします。

議案参考資料により説明をさせていただきます。

令和3年3月12日、厚生労働省及び総務省の通知をもって、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免の対象期間を延長するものでございます。

内容としましては、減免の対象期間を令和4年3月31日まで1年間延長するものでございます。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用することとございます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

ただいま議案参考資料4ページ目で、予算措置不要となっておりますが、あらかじめ当初の予算にこれは組み込まれておったということでしょうか。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） こちらにつきましては、現年ですと、現年の予算のところプラスマイナスをして、過年度につきましては、過年度の予算が既にこのコロナ減免だけの項目として使っていないので既にございますので、そこを使いながら、足りない等がどのくらい出てくるかというところが予測がつかみませんので、足りないところ等出てきた場合は、次の補正等で対応するというところでございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

そうすると、ここの文言は予算措置不要というよりかは、予算は既存の予算というような意味合いになろうかと思うんですけども、措置不要となると予算を使わないというふうに認識できるんですけども、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） この議案参考資料の中の予算措置につきましては、今回の補正予算をしていませんよという意味の不要という表記になっております。

○議長（小山久利君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第53号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第7 議案第54号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第7、議案第54号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第54号について説明申し上げます。

議案書につきましては5ページです。議案参考資料は6ページでございます。

議案参考資料により説明をさせていただきます。

内容につきましては、先ほどの議案第53号と同様に、介護保険料の減免の対象期間が延長されたため所要の改正を行うものです。

内容としましては、同様に減免の対象期間を令和4年3月31日まで1年間延長するものでございます。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するということでございます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第54号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第8 議案第55号 榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第8、議案第55号 榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 議案第55号 榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は7ページをご覧ください。

議案参考資料によりご説明申し上げます。議案参考資料は8ページをご覧ください。

趣旨・目的でございますが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令が令和3年4月1日に施行され、対象施設の設置期限に関する規定が改正されたため所要の改正を行うものでございます。

議案参考資料9ページをご覧ください。

左側が改正案、右側が現行でございます。

条例の第2条の下線が引かれてございます現行の「起算して5年以内」というものを「令和5年3月31日まで」の期限とするものでございます。

議案書8ページをご覧ください。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上で議案第55号の説明を終わります。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第55号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第9 議案第56号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について

○議長（小山久利君） 日程第9、議案第56号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、議案第56号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について説明申し上げます。

議案書は9ページ、それから議案参考資料は10ページをお願いいたします。

まず、議案書のほうをお願いいたします。

一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ1,166万5,000円を増額し、総額を62億1,974万4,000円とするものでございます。

今回の補正の主なものは、人事異動に伴います職員給与費や会計年度任用職員に係る人件費の増減のほか、当初予算編成後に生じた理由により、一部経費について増額をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の主な事項について事項別明細書により説明させていただきます。

議案参考資料の13ページをお願いいたします。

初めに、歳入の事項別明細書です。

16款、2項、1目、総務費国庫補助金154万円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございますが、戸籍情報システム改修費に係る国からの補助金でございます。

続いて、17款、2項、7目、教育費県補助金22万4,000円、部活動指導員派遣事業費補助金、中学校の部活動指導員に係ります県からの補助金でございます。

続いて、20款、1項、1目、基金繰入金のうち、森林経営管理基金繰入金204万6,000円でございますが、林地台帳の整備のための繰入金でございます。

続いて、14ページ目からが歳出になりますが、資料は16ページをお願いいたします。

2款、3項、1目、戸籍住民基本台帳費の12節、委託料154万円、こちらは戸籍情報システムの改修経費でございます。

続いて、20ページをお願いいたします。

6款、2項、2目、林業振興費、12節、委託料204万6,000円ですが、森林経営管理基金を用いての林地台帳整備であります。整備された台帳を基に、来年度以降、間伐や作業道整備、境界確定などの事業を行うこととしております。同じく14節の工事請負費137万5,000円ですが、林道の路肩が崩れたものを補修する工事請負費でございます。

続いて、21ページに移っていただきまして、8款、5項、2目、公園費66万円、これはふるさと公園におきまして突風により破損した構造物の撤去工事でございます。

続いて、27ページをお願いいたします。

27ページからが給与費明細書となっております。

27ページの2、一般職（1）総括、こちらの表の3行目、比較、この行をご覧ください。人事異動等によりまして各項目間で人件費の増減がございますが、一般会計全体では記載のとおり職員数で2人、報酬で238万3,000円、給料で133万9,000円、職員手当等で136万9,000円、共済費で80万1,000円、合計といたしまして589万2,000円の増となっております。

なお、職員数の欄で括弧書きで2人の増というふうになっておりますが、会計年度任用職員が2人増になっておりまして、中学校の部活動指導員それから北幼稚園の特別支援補助教諭、これが増となっております。

一般会計補正予算（第4号）の説明は以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくをお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

議案参考資料13ページ目です。

大変、今、企画財政課長がよく分かりやすく説明いただいたんですが、歳出のほうで戸籍のシステムの改修ということなんですが、戸籍法等に基づく改修なのか、それとも単純なシステムのバージョンアップの改修なのかということが1点と、あと、同じく13ページ、部活動指導員派遣事業費補助金というのがございますけれども、20万円来て40万円ぐらい払うというのはのっていますけれども、これはバレーボールの部活動の先生以外の方なんでしょうか。というのは、1人、往年のバレーの選手、榛東中学校で活躍された方がやっていたけれども、何だかちょっと途中で雇い止めといたしまししょうか、中止になったと聞いていて、その関係者からどういう理由なのかなんてちょっと聞かれたことがあったものですから、その方がまたこのバレーボールの部活動の指導員としてなるのかどうかということ、その2点、教えてください。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 最初に、システム整備の部分について説明させていただきます。

こちらのシステム改修につきましては、マイナンバー制度の戸籍事務へのマイナンバー制度導入に係るシステム整備ということで、法務省への戸籍副本等の情報を全件送信する、そのためのシステム改修でございます。その費用でございます。

○議長（小山久利君） 井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） ただいま部活動指導員派遣事業補助金についてご質問ございました。

議員おっしゃるバレーボールの指導に当たられていたという個人の方に関する情報は、私は持ち備えておりません。今回の補正については、これまで部活動指導員としてつけておりましたバスケットボール部、また吹奏楽部に続いて、柔道部の部活動に関する指導員ということで3人目つけております。

なお、指導員につきましては、その指導力、また人間性、また中学生に対してどのように今まで関わってこられたか等を中学校と協議をしながら、適当な方を適切な方を充てておると、そのような次第でございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 適切な方をということでございました。村内にやっぱり榛東中学校の卒業生ですばらしい人材の方がいらっしゃると思うので、補助金をもらって村費を出して中学校へ派遣するということがございましたら、今後、村内の方を極力当たっていただきたいと思っておりますが、今回の3名は、ちなみに村内の方でしょうか。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） 今回の3名目の方は、村内の方です。ただ、残り、今までお雇いした2名につきましては、住所地は村外です。ただ、これまでも榛東中のいわゆる部活動に関わってくださった、そういう方を中心に人選をしております。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

そうしましたら、今後は、極力やっぱり村内の方を選ぶような取組をぜひしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午後2時31分休憩

午後2時31分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） 先ほども言いましたように、中学校の生徒に対して適切な指導を行える方ということでの人選を行っておりますので、特段、榛東村内に在住の方ということでの選び方は教育委員会としては考えておりません。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

12番南議員。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 12番南千晴です。

北幼稚園の会計年度任用職員の報酬が増額ということで、先ほど課長のほうから特別支援の補助教諭ということでお話ありましたが、当初予定していなかったことで必要となった理由と伺いますか、その辺、お答えできる範囲で答えていただきたいと思います。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、今、北幼稚園の特別支援教育の補助教諭のことに關しましてお伝えいたします。

詳細につきましては、ここの場で申し上げられませんが、知的並びに情緒におきまして特別な支援が必要な園児の入園に伴いまして、補助教諭を採用するものでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 金額が116万3,000円の報酬ということで少ないなど感じているんですけども、短時間等に入っていただくようなのか、そのあたりはどのようになっているんですか。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午後2時33分休憩

午後2時34分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、お答えいたします。

今回、任用する会計年度任用職員、特別支援補助教諭でございますが、当初予定していなかったことから10か月間の雇用ということでの予算を計上してございます。ですので、他の特別支援補助教諭と条件的には全く同じでございますが、その2か月分、いわゆる4、5月分というものが金額的に低くなっておりますので、そのように金額的に示されているというようにご理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 金額もそうなんですけれども、なかなかそういった方を探すのが本当に大変なんじゃないのかなと思っております。そのあたりはめどがついて大丈夫なのか、人材確保ということでお答えいただければと思います。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） 幼稚園教諭の補助教諭に関する人材確保というのは、非常に頭を痛めている問題でございます。ハローワークですとか、もしくは中部教育事務所ですとか、様々な機関にまずお声かけをいたしております。また、幼稚園園長はじめ長年教諭として勤めている方がございますので、そういう方のお知り合いも含め、またこれまで一度勤めていただいた補助教諭の方がまたご家庭に在家としていらっしゃる方についてまたお声かけしたりと、様々なそういういろいろ地縁、血縁も含めてお願いをしておるところでございますが、現在まだ、このつけていただく予定の会計年度任用職員については任用ができておりませんので、早急に見つけて配置できるように努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、ただいま議題となっております議案第56号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第10 議案第57号 令和3年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）
について

○議長（小山久利君） 日程第10、議案第57号 令和3年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） それでは、議案第57号 榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）
についてご説明申し上げます。

議案書13ページ、議案参考資料31ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、当初予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を、本年4月1日付
職員人事異動に伴います職員給与費に補正しようとするものでございます。

それでは、議案書の13ページをご覧ください。

中ほどでございます。収入、第1款、水道事業収益、第1項、営業収益について、補正予定額9万
6,000円を増額するものです。

すぐ下になります。支出、第1款、水道事業費用、第1項、営業費用について、補正予定額209万
5,000円を減額するものです。

なお、収入の内訳は、支出にあります児童手当をプラス18万円計上しているものですが、この18万
円に対しまして15分の8を乗じました金額9万6,000円を上水道事業会計繰出金として一般会計に対
して請求するものでございます。15分の8というのは、国の通達により定められた基準内繰り出しの
数値でございます。

また、支出の内訳は、総経費のうち給料・手当等を減額しようとするものでございます。

議案参考資料33ページ以降に給与費明細書を添付しておりますが、こちらの職員数については変更
ございません。

以上で議案第57号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、お認めくださいますようお願い申
し上げます。

以上です。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

この上水道事業会計でございますが、昨年度までマンパワーによる経費の削減ということ常々、

前の前任の課長がおっしゃっておられましたけれども、人数は変わらないと、給与額で200万円減ってしまうと、能力が下がらない、お金で下がるわけではないかもしれませんが、その辺は従前の企業会計ができるということで、この減額になるわけでしょうか。そこら辺を詳しく教えてください。

○議長（小山久利君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 昨年に比べまして、4月1日人事異動において給料額並びに年齢もかなり若返っております。結果、その主に給料なんですけれども、こちらのほうが減額になったということでございます。

今までの職員の方のいろいろ研鑽されてきたこと、蓄積されてきたこと等、膨大ないろいろな知識、技能であったわけなんですけれども、我々といたしましては、令和3年度新職員体制の下、前年度の知見等に近づけ、追い越せということで頑張っていく所存でございます。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第57号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



◎日程第11 議案第58号 村道の路線の認定について

○議長（小山久利君） 日程第11、議案第58号 村道の路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 議案第58号 村道の路線の認定について提案理由を説明申し上げます。

議案書15ページをお願いします。また、議案参考資料36から38ページでございます。

議案参考資料の37ページ、路線認定調書をご覧ください。

道路法第8条第2項の規定に基づき路線の認定をお願いする路線は1路線でございます。路線番号は5050、路線名は大手4号線、道路の起点・終点はともに山子田字大手2081番1地先、延長は93.33メートル、幅員は最大9.9メートルから最小6.5メートルでございます。

次のページをお願いします。

路線認定図でございます。この路線は、水出貯水池の西側、総合グラウンドの西約300メートルに位置し、民間企業の間を南北に走る行き止まりの路線でございます。同企業が用地の払下げを希望しており、令和2年9月議会において路線を廃止しましたが、諸事情により払下げが取り下げられたた

め、再度村道として認定をお願いするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

5 番中島議員。

〔5 番 中島由美子君発言〕

○5 番（中島由美子君） 念のため確認させていただくんですが、昨年、現地を総務産業建設常任委員会で拝見しております。その際には大変好意的だったんですが、土地の地代とか、諸事情というお話ありましたけれども、そういった物質的なことなのか、それとも会社の事情なのか、話せる範囲があればお願いしたいんです。

○議長（小山久利君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 会社の事情でございます。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第58号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



◎日程第 1 2 議案第 5 9 号 村道の路線の廃止について

○議長（小山久利君） 日程第12、議案第59号 村道の路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 議案第59号 村道の路線の廃止について提案理由を説明申し上げます。

議案書は17ページ、議案参考資料は39から41ページでございます。

議案参考資料の40ページをお願いします。

路線廃止調書をご覧ください。道路法第10条第3項の規定に基づき路線の廃止をお願いする路線は1路線でございます。路線番号は5148、路線名は南24号線、路線の起点は広馬場字南3060番1地先、終点は広馬場字南3060番2地先、延長は49.59メートル、幅員は最大3.75メートルから最小2.5メートルでございます。

次のページをお願いします。

南24号線の廃止路線図でございます。この路線は、南部貯水池の北側、民間企業の西側を南北に走

る行き止まりの路線でございます。路線の周囲は同企業が所有しており、路線の廃止による一般公益上の支障はないものと考えております。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第59号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第13 報告第3号 令和2年度榛東村繰越明許費繰越計算書について

○議長（小山久利君） 日程第13、報告第3号 令和2年度榛東村繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、報告第3号 令和2年度榛東村繰越明許費繰越計算書について説明申し上げます。

議案書につきましては19ページ、それから議案参考資料につきましては最後42ページをお願いいたします。

昨年度に議決等をいただきました繰越明許費につきまして、地方自治法第213条の規定により予算繰越しを行いましたので、同法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

議案書の20ページをお願いいたします。

左から款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、この順に朗読させていただきます。

1款、1項、議会一般経費、金額49万円、翌年度繰越額、同額でございます。これは議会だよりの発行経費でございます。

続いて、2款、1項、防災行政無線費、金額220万円、翌年度繰越額、同額でございます。桃泉地区の屋外放送塔の修繕でございます。同じく公共交通対策費、金額200万円、翌年度繰越額、同額でございます。路線バスにICカード決済機、これを導入するための負担金でございます。同じく感染症対策臨時特別出産祝金給付事業、金額100万円、翌年度繰越額、同額でございます。コロナ対策で新生児に10万円を給付していた事業でございます。同じく経済活性化対策事業、金額1,427万1,000円、翌年度繰越額487万6,000円、プレミアム付商品券事業でございます。

2款、4項、村議会議員選挙執行経費、金額298万3,000円、翌年度繰越額、同額でございます。

8款、2項、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、金額726万円、翌年度繰越額、同額でございます。道路構造物の設計業務でございます。

10款、1項、教育総務費、複合施設整備事業、金額5億2,278万9,000円、翌年度繰越額5億2,199万7,000円、複合施設整備事業の実施設計、それから用地買収経費等でございます。続いて、10款2項から4項にかけてですが、北小、南小、中学校では校舎清掃衛生消耗品の購入で、この3校、これに加えて北、南の幼稚園2園を加えました3校2園で水道蛇口の交換工事を行うことでございます。北小学校維持管理費で237万円、翌年度繰越額236万3,000円、南小維持管理費、金額369万円、翌年度繰越額、同額でございます。中学校維持管理費、金額431万5,000円、翌年度繰越額、同額でございます。北幼稚園維持管理費、金額95万7,000円、翌年度繰越額、同額でございます。南幼稚園維持管理費、金額116万7,000円、翌年度繰越額、同額でございます。最後になりますが、10款、6項、社会体育施設管理費、金額1億467万6,000円、翌年度繰越額、同額でございます。スポーツアリーナにおきます空調整備事業でございます。

合計で金額6億7,016万8,000円、翌年度繰越額6億5,997万4,000円、財源内訳といたしまして、既収入特定財源1億6,660万2,000円、教育施設整備基金の繰入金でございます。未収入特定財源といたしまして、国庫支出金4億920万円、県支出金180万円、村債6,430万円、一般財源1,807万2,000円でございます。

以上、報告いたします。

○議長（小山久利君） 報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

2つほどあります。土木費の道路橋りょう費なんですけど、これは交付金事業ということで725万円そっくり繰越しということなんですけど、今日、全面通行止めのところの話をしたときに、今日はお出なかつたんですけども、交付金なので使い切りたかつたという話を職員から聞いたんですけど、この交付金事業が繰越しのできるのであれば、そういう場所についてもジャンプする手前で止めたりすることができたのではなからうかと思うんですけども、この橋りょうの設計費ですか、これについてはどうして交付金事業、繰越しができるのかということが1点。

あともう一点は、複合施設の整備事業につきまして、この5億2,000万円というものが、先ほど井口局長から説明があつた設計が入札をして発注したということでしょうか。

以上2点お願いします。

○議長（小山久利君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） こちらの土木費の道路の調整交付金の事業で726万円でございますが、この北谷地大藪線道路構造物設計業務委託で請負で990万円、うち令和2年度前払金として264万円支払っております。残りの726万円について繰り越したものです。なお、繰り越した理由ですが、中島議員ご存じかと思えますけれども、水資源機構との打合せ協議で不測の日数を要しました。村で考えた事業と水資源のほうで考えているその構造物の保護というところが意見の相違がありまして、日にちを大分食ってしまったことにより繰り越したものでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） 本複合施設の整備事業に関しましては、実施設計費また用地買収費もここに入っております。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

8番蜂巢議員。

〔8番 蜂巢 實君発言〕

○8番（蜂巢 實君） 桃泉地区の防災無線のことでお尋ねいたします。現在、相当期間がたちましたんですけども、直っておるんですか。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 施設が整備された年度が古いといひましようか、交換する部品を今探しているということで、まだ修理は完了してございません。

○議長（小山久利君） 8番。

〔8番 蜂巢 實君発言〕

○8番（蜂巢 實君） それで220万円費用がかかるという予定なんでしょうけれども、昨年の夏に東電の方が電気修理に来ていまして、そこへ私もちょっと立ち会ったんですけども、その周辺に5か所落雷しているんです。それで、この防災無線も2回雷が落ちまして、それで前回のときも半年以上かかった経緯がございます。それで、地元の方からあそこは雷が落ちる場所なんで、これだけ費用をかけるのであれば、私の意見も含めまして、もう少し場所を変えて、2回ほど雷も落ちていますので、また空いている土地とか建てられる場所がありましたら、その辺の見解をお願いいたします。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 今お話いただいたとおり、落雷によってこの屋外放送塔が壊れたということではございます。防犯灯ですとか防犯カメラですとか一連でございますけれども、毎年、一定の

数が落雷による被害を受けているということで、お話のありましたとおり、この12区の屋外放送塔が2回の落雷があったからということではあるんですけども、じゃ、どこに建てれば落雷から逃れられるのかというと、それはちょっとそういう場所もないと思いますので、現状のところで修繕をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております報告第3号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第14 報告第4号 法人の経営状況について

○議長（小山久利君） 日程第14、報告第4号 法人の経営状況についてを議題といたします。

報告を求めます。

狩野建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 報告第4号 法人の経営状況について説明申し上げます。

議案書21ページをお願いします。

提案理由でございますが、地方自治法第243条の3第2項の規定により、榛東村土地開発公社の令和2年度経営状況及び令和3年度の事業計画、予算、資金計画について報告させていただくものでございます。

議案書23ページをご覧ください。

令和2年度決算報告書でございます。

（1）収益的収入及び支出でございます。決算額を読み上げさせていただきます。

初めに、収入でございます。

第1款、事業収益はございません。

第2款、事業外収益は2万2,852円でございます。内訳でございますが、第1項、受取利息1,452円、第2項、雑収益2万1,400円、これは県税の還付金でございます。

次に、支出でございます。

第1款の事業原価はございません。

第2款、第1項、販売費及び一般管理費の2万2,400円は、事務経費でございます。

次に、25ページをお願いします。

令和2年度の損益計算書でございます。

3の販売費及び一般管理費につきましては、（1）報酬1,000円、（4）雑費2万1,400円で、事業損失は2万2,400円でございます。

次に、4の事業外収益につきましては、(1)受取利息1,452円、(2)雑収益2万1,400円で合計は2万2,852円でございます。

経常利益は452円、当期利益も同額でございます。

次に、26ページをお願いします。

貸借対照表でございます。資産の部、1の流動資産、資産合計が1,462万415円、負債の部、負債合計はございません。資本の部、資本合計は1,462万415円、一番下の行で負債・資本合計も同額となっております。

次に、27ページをお願いします。

令和2年度の財産目録でございます。上の表が資産です。

1の流動資産(1)現金及び預金のうち普通預金は12万415円、定期預金は1,450万円、流動資産合計は1,462万415円でございます。資産合計は同額で、負債はございません。

次に、29ページをお願いします。

令和2年度榛東村土地開発公社決算審査意見書でございます。

本年4月23日に監査を実施し、ご報告いただいております。

次に、31ページをお願いします。

令和3年度予算でございます。

第2条は、収益収入及び支出の予定額を定めるもので、収入につきましては、第2款、事業外収益に2万3,000円計上いたしました。

次に、支出の第2款、販売費及び一般管理費に2万3,000円計上してございます。

次に、32ページをお願いします。

令和3年度事業計画でございます。前年と同事業計画となっております。

次に、33ページをお願いします。

令和3年度資金計画でございます。

次に、34ページをお願いします。

令和3年度実施計画、収益的収入及び支出でございます。

本年度予算について朗読させていただきます。

初めに、収入でございます。

2款、事業外収益、1項、受取利息に2,000円、2項の雑収益に2万1,000円、収入合計は2万3,000円でございます。

次に、支出でございます。

2款、1項、販売費及び一般管理費は、人件費に1,000円、経費に2万2,000円、支出合計は2万3,000円計上させていただきました。

次に、35ページの資本的収入及び支出は、用地取得等に係る経費はございますけれども、該当ござ

いません。

次に、36ページをお願いします。

予定損益計算書でございます。

3の販売費及び一般管理費に2万3,000円、4の事業外収益に2万3,000円計上させていただきました。

よって、経常利益、当期利益はゼロ円でございます。

次に、37ページをお願いします。

予定貸借対照表でございます。

資産の部、資産合計は1,462万415円、負債の部、負債合計はゼロ円、資本の部、資本合計は1,462万415円、よって、負債・資本合計は1,462万415円でございます。

以上、報告させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（小山久利君） 報告が終わりました。

ここで質疑を行います。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

ただいま報告とおっしゃっておられましたけれども、報告と議案と今一遍に朗読されたんでしたか。議案第5号が令和3年度の予算で、先ほどの報告、決算は報告4号となっていましたけれども、議長。

○議長（小山久利君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 議案第5号の、31ページですか、ですが、これは公社の議案書ということです。

〔「委員長」の声あり〕

○議長（小山久利君） これも委員会付託になるんですけども。

○建設課長（狩野宏記君） すみません、公社の理事会です。申し訳ないです。

○議長（小山久利君） 総務に付託になるんですけども。

〔「1個だけ、すぐ終わりにします」の声あり〕

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

この中で32ページに、榛東村土地開発公社は、榛東村の要請があれば速やかに対応できる体制、売ったり買ったりということですが、先ほどの民間企業さんの払下げ等の場合には、こういっ

た土地開発公社に絡むのか、絡まないで直にやるのかということだけ1点お願いします。

○議長（小山久利君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） そちらの件については絡みません。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております報告第4号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



◎日程第15 陳情について

○議長（小山久利君） 日程第15、陳情についてを議題といたします。

お手元に配付の陳情一覧表により付託いたします。

陳情受理番号第2号、渋川平和委員会会長、伊佐信義氏から陳情のあった核廃絶にむけた取組の推進を求める陳情書については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



◎散 会

○議長（小山久利君） 以上で、本日予定されていた日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年第2回定例会第1日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後3時7分散会

令和3年第2回

榛東村議会定例会会議録

第2号

6月17日(木)

令和3年第2回榛東村議会定例会会議録第2号

令和3年6月17日（木曜日）

議事日程 第2号

令和3年6月17日（木曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議案第49号 公平委員会委員の選任について
- 日程第 2 議案第50号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 議案第51号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 議案第52号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第53号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第54号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第55号 榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第56号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第 9 議案第57号 令和3年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第58号 村道の路線の認定について
- 日程第11 議案第59号 村道の路線の廃止について
- 日程第12 報告第 3号 令和2年度榛東村繰越明許費繰越計算書について
- 日程第13 報告第 4号 法人の経営状況について
- 日程第14 委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）
- 日程第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第16 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第17 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第18 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第19 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19まで議事日程に同じ

追加日程1

追加日程第1 発委第 5号 ハラスメント行為等調査特別委員会の設置に関する決議

追加日程第2 発議第 2号 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書の

批准及び国内法制の整備を求める意見書について

追加日程第3 発議第 3号 生理用品を軽減税率の対象にすることを求める意見書について

追加日程2

追加日程第1 発議第 2号 委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）

追加日程第2 発議第 3号 生理用品を軽減税率の対象にすることを求める意見書について

出席議員（12名）

1番	齊藤 将史 君	2番	須田 仁美 君
3番	三俣 実 君	4番	波多野 佐和子 君
5番	中島 由美子 君	6番	生方 勇二 君
7番	善養寺 孝 君	8番	蜂巣 實 君
9番	小野関 治 義 君	10番	清水 健一 君
11番	小山 久利 君	12番	南 千晴 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	真塩 卓 君	副 村 長	倉持 直美 君
総務課長	清村 昌一 君	企画財政課長	早川 弘行 君
住民生活課長	村上 誠 君	健康保険課長	安田 睦 君
産業振興課長	山口 誠一 君	建設課長	狩野 宏記 君
上下水道課長	富澤 光彦 君	教育 長	阿佐見 純 君
教育委員会 事務局 長	井口 克三 君		

事務局職員出席者

事務局 長	飯塚 邦守	書 記	志岐 英代
-------	-------	-----	-------

◎開 議

午前9時開議

○議長（小山久利君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和3年第2回榛東村議会定例会第2日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。

よって、本日の会議は成立いたします。

直ちに、お手元に配付しました日程により会議を行います。



◎日程第1 議案第49号 公平委員会委員の選任について

○議長（小山久利君） 議事日程第1、議案第49号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 改めまして、おはようございます。

公平委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

議案第49号 公平委員会委員の選任についてでございますけれども、現在、榛東村公平委員会の委員であります黒澤弘司さんは、本年7月21日をもって4年間の任期が満了となります。

黒澤さんは、42年間の長きにわたり警察官として活躍され、公務経験が豊富であります。また、人格が高潔で、かつ人事行政に対し高い識見を有していらっしゃる方でございます。平成29年7月からこれまで4年間、公平委員会の委員として中立、公正にその職務を遂行していただきました。

引き続き、黒澤さんを公平委員会の委員として選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、議会の同意を求めようとしているところでございます。

なお、任期は、本年7月22日から令和7年7月21日までの4年間であります。

ご審議の上、ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は……

〔「議事進行」の声あり〕

○議長（小山久利君） お諮りいたします。

本件は人事案件ですので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前9時3分休憩

午前9時4分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 表決をするということは賛成か反対かということを表すので、今、質疑の、人事案件ですから、質疑をしないということはよろしいかと思えますけれども、賛成か反対かを表明するんだから、賛成討論、反対討論というのはあってしかるべきと思えますけれども。

以上です。

○議長（小山久利君） 今まで人事案件につきましては、慣例でこのような方式で行っております。ご協力をいただければと思うんですが。

それでは、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

本案に原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎日程第2 議案第50号 教育委員会委員の任命について

○議長（小山久利君） 日程第2、議案第50号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 議案第50号 教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現委員の岡部京子さんの任期が本年の6月30日をもって満了となります。

引き続き、岡部さんを教育委員会委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の第2項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるところでございます。

岡部さんは、平成28年7月に委員に任命、就任され、これまで1期4年にわたり豊富な知識と経験を生かし、教育行政の貢献をいただきました。

岡部さんは、人格高潔で、スポーツ推進委員として長く村民の健康増進のために尽力されてこられました。様々な経験の中で養った高い識見と教育に対する熱意を有しまして、教育行政にも政策にも精通されているところでございます。

つきましては、引き続き岡部さんを教育委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。よろしくお願いいいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件は人事案件ですので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第50号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◇

◎日程第3 議案第51号 教育委員会委員の任命について

○議長（小山久利君） 日程第3、議案第51号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 引き続きまして、議案第51号 教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現委員の清水茂樹さんの任期が本年6月30日をもって満了となります。

そこで、新委員として萩原敏夫さんを教育委員会の委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

萩原さんは、温厚実直な人柄で、スポーツ推進委員や消防団員として長く村民の健康や安全のために尽力されてきました。様々な経験の中で養った高い識見も有されております。また、萩原さんは、お子さんを養育する保護者であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項、これは委員に保護者を含むという条項でございます。その規定からも委員として正しい方だというように思っております。

ついては、新たに萩原さんを教育委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。よろしくお願いいいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は人事案件ですので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第51号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◇

◎日程第4 議案第52号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第4、議案第52号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

善養寺孝総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第52号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定について、総務産業建設常任委員会報告を行います。

去る6月8日、当委員会に付託されました議案第52号について、6月11日、村長、副村長、関係課長、委員全員出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本案は全会一致で可決すべきと決定いたしました。

以上、報告します。

令和3年6月17日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第52号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第5 議案第53号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第5、議案第53号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

蜂巢文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

8番蜂巢實議員。

[文教厚生常任委員会委員長 蜂巢 實君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（蜂巢 實君） 議案第53号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る6月8日、当委員会に付託されました議案第53号について、6月14日、村長、副村長、教育長、関係課長、局長、委員全員並びに議長出席の下、審査を行いました。

委員会では、執行から前年度の減免措置状況についての説明があり、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年6月17日、文教厚生常任委員会委員長、蜂巢實。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第53号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第6 議案第54号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第6、議案第54号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

蜂巢文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

8番蜂巢議員。

[文教厚生常任委員会委員長 蜂巢 實君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（蜂巢 實君） 議案第54号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る6月8日、当委員会に付託されました議案第54号について、6月14日、村長、副村長、教育長、関係課長、局長、委員全員並びに議長出席の下、審査を行いました。

審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年6月17日、文教厚生常任委員会委員長、蜂巢實。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第54号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決

することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第7 議案第55号 榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第7、議案第55号 榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7番善養寺議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第55号 榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る6月8日、当委員会に付託されました議案第55号について、6月11日、村長、副村長、関係課長、委員全員出席の下、慎重に審査を行いました。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告します。

令和3年6月17日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第55号 榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第8 議案第56号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について

○議長（小山久利君） 日程第8、議案第56号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7番善養寺議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第56号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る6月8日、当委員会に付託されました議案第56号について、6月11日、村長、副村長、関係課長、局長、委員全員出席の下、慎重に審査を行いました。

部活動指導員派遣事業に係る指導員の人選及び資格について質疑があり、実技指導能力や人柄を総合的に判断するもので、特別な資格の有無や関係者からの推薦等に基づくものではないなどの説明がありました。

審査の結果、本補正予算案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告します。

令和3年6月17日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第56号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第9 議案第57号 令和3年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号） について

○議長（小山久利君） 日程第9、議案第57号 令和3年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）
についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7番善養寺議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第57号 令和3年度榛東村上水道事業会計
補正予算（第1号）について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る6月8日、当委員会に付託されました議案第57号について、6月11日、村長、副村長、関係課
長、委員全員出席の下、慎重に審査を行いました。

収入補正予算額について質疑があり、職員手当に係る経費のうち基準内繰入額について、一般会計
に請求を行うものであると説明がありました。

審査の結果、本補正予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告します。

令和3年6月17日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第57号 令和3年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第10 議案第58号 村道の路線の認定について

○議長（小山久利君） 日程第10、議案第58号 村道の路線の認定についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7番善養寺議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第58号 村道の路線の認定について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る6月8日、当委員会に付託されました議案第58号について、6月11日、村長、副村長、関係課長、委員全員出席の下、審査を行いました。

当該路線について、再度払下げの申請が生じる可能性について審議があり、そのような予定はないと回答がありました。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告します。

令和3年6月17日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第58号 村道の路線の認定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第11 議案第59号 村道の路線の廃止について

○議長（小山久利君） 日程第11、議案第59号 村道の路線の廃止についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7番善養寺議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第59号 村道の路線の廃止について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る6月8日、当委員会に付託されました議案第59号について、6月11日、村長、副村長、関係課長、委員全員出席の下、審査を行いました。

路線廃止後の手続について質疑があり、認定廃止後は、購入希望者と速やかに購入手続に入ることに承諾を得ていると回答がありました。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告します。

令和3年6月17日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第59号 村道の路線の廃止について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第 1 2 報告第 3 号 令和 2 年度榛東村繰越明許費繰越計算書について

○議長（小山久利君） 日程第12、報告第 3 号 令和 2 年度榛東村繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7 番善養寺議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 報告第 3 号 令和 2 年度榛東村繰越明許費繰越計算書について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る 6 月 8 日、当委員会に付託されました報告第 3 号について、6 月 11 日、村長、副村長、関係課長、委員全員出席の下、審査を行いました。

審査の結果、特に質疑なく審査が終了したことを報告します。

令和 3 年 6 月 17 日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、本件はこれにて終結いたします。



◎日程第 1 3 報告第 4 号 法人の経営状況について

○議長（小山久利君） 日程第13、報告第 4 号 法人の経営状況についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7 番善養寺議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 報告第 4 号 法人の経営状況について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る 6 月 8 日、当委員会に付託されました報告第 4 号について、6 月 11 日、村長、副村長、関係課長、委員全員出席の下、審査を行いました。

審査の中で、今年度、公社において土地の購入する予定はあるかとの質疑があり、その予定はないとの回答がありました。

以上、審査が終了したことを報告します。

令和3年6月17日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、本件はこれにて終結いたします。

◇

◎日程第14 委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）

○議長（小山久利君） 日程第14、委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）を議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長から、会議規則第71条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

◇

◎日程第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第16 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第17 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第18 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（小山久利君） 日程第15、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてから、日程第18、議会広報常任委員会の閉会中の継続調査についてまでを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、日程第15から日程第18までを一括議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、所管事務のうち、お手元に配付いたしました調査項目について、閉会中の継続調査の申出がございました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「議長、休憩」の声あり〕

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前9時39分休憩

午前9時41分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第19 議員派遣について

○議長（小山久利君） 日程第19、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、議員研修のため議員派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、お手元に配付のとおり議員派遣することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開を10時といたします。

午前9時42分休憩

午前10時再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（小山久利君） お諮りいたします。

ここで追加議案を上程したいと思います。

お手元に配付の議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議事日程を追加することに決定いたしました。

◎追加日程第1 発委第5号 ハラスメント行為等調査特別委員会の設置に関する 決議

○議長（小山久利君） 追加日程第1、発委第5号 ハラスメント行為等調査特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

地方自治法第117条の……

〔「議長、議事進行」の声あり〕

○議長（小山久利君） 議事進行中です。

117条の規定により、中島由美子議員の除斥を求めます。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

ただいま議長より発委第5号のご説明がございましたけれども、そのハラスメント行為等調査特別委員会の設置ということで村長から出てきたということでございますが、この内容につきまして、榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例の目的に反したものと考えますが、そのような内容が村長からここで発出されるということでございますが、法の下に置いてある、地方自治法の下にある議会でございますから、個人情報の保護の観点を議長に忘れることなくご議論を進めていただくようお願いいたします。

ちなみに榛東村の個人情報の目的、第1条、この条例は実施期間に保有する個人情報、個人情報に該当しない特定個人情報を含む、以下この条においては……

○議長（小山久利君） 中島議員、……………、村から正式な抗議文が出てきましたので、……………、検討する特別委員会の設置です。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） はい、ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○議長（小山久利君） 中島議員の除斥を求めます。

〔5番 中島由美子君除斥〕

○議長（小山久利君） ここで提案理由の説明を求めます。

12番南千晴議員。

〔12番 南 千晴君登壇〕

○12番（南 千晴君） 発委第5号 ハラスメント行為等調査特別委員会の設置に関する決議について、提案理由を説明申し上げます。

本議案は、榛東村議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものでございます。

別紙をご覧ください。

ハラスメント行為等調査特別委員会の設置に関する決議。

下記のとおりハラスメント行為等調査特別委員会を設置する。

1、名称は、ハラスメント行為等調査特別委員会。

2、設置の根拠につきましては、地方自治法第109条及び委員会条例第5条の規定によるものでございます。

3、目的につきましては、榛東村議会議員による村職員に対するハラスメント行為等があったとして、村長から議長に対し抗議及び対応の依頼があったため、事実関係について調査を行うためでございます。

委員の定数は10人。

5、調査期間は、本特別委員会は、3に掲げる調査事項が終了するまで閉会中もなお継続調査することができるものがございます。

以上、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発委第5号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、発委第5号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第5号 ハラスメント行為等調査特別委員会の設置に関する決議について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

特別委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により、議長及び中島由美子議員を除く10名によるハラスメント行為等調査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、特別委員はただいま指名いたしました10名の議員を選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時07分休憩

午前10時15分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

先ほど議事進行中の中で、中島議員とのやり取りで私が……………をすると発言いたしました。これを取り消したいと思います。

先ほど設置が決定いたしましたハラスメント行為等調査特別委員会を開催し、互選により正副委員長が決定いたしましたので報告いたします。

委員長に生方勇二議員、副委員長に清水健一議員が就任いたしました。

ハラスメント行為等調査特別委員会委員長、生方勇二議員がおられますので、就任の挨拶をお願いいたします。

6番生方勇二議員。

〔ハラスメント行為等調査特別委員会委員長 生方勇二君登壇〕

○ハラスメント行為等調査特別委員会委員長（生方勇二君） ただいまハラスメント行為等調査特別委員会の設置に伴う委員の互選によって委員長に就くことになりました。この問題については、非常に人権等の問題もありますので、慎重に、なおかつしっかりと調査をして、村がよい方向に向けるような調査を行っていきたいというふうに思っておりますので、議員各位、また職員の皆様のご協力をよろしく願いいたしまして、就任の挨拶いたします。よろしく申し上げます。

○議長（小山久利君） ここで中島由美子議員の入場を認めます。

〔5番 中島由美子君入場〕

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時19分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

◇

◎追加日程第2 発議第2号 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書の批准及び国内法制の整備を求める意見書について

○議長（小山久利君） 追加日程第2、発議第2号 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書の批准及び国内法制の整備を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君登壇〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

それでは、提案理由を説明させていただきます。

発議第2号 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書の批准及び国内法制の整備を求める意見書です。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第2項及び第3項並びに榛東村議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

提出者、榛東村議会議員、中島由美子。

賛成者、同、齊藤将史氏、賛成者、同、須田仁美議員です。

提案理由。

1979年に国連総会において、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とする「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、我が国については1985年からその効力が発生しているが、各国における男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数2020」で、日本は先進国では最下位の状況となっており、取組みの強化が求められている。

榛東村民は本村議会に、令和3年の改選において、議員の定数に占める女子の割合をクォーター制を導入せずとも33%の女子を選出された。ここで、本村議会はその負託にこたえ、さらなる男女共同参画社会の実現に向けて、当該条約の選択議定書を批准し、国内法制を早急に整備されるよう要望するものであります。

続きまして、本案でございますが、意見書は、提出先が衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）、内閣官房長官宛てでお願いするものでございます。

提出者は、榛東村議会。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書の批准及び国内法制の整備を求める意見書。

1979年に第34回国連総会において、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とする「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、我が国については1985年からその効力が発生している。

しかし、各国における男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数2020」で、日本は153か国中121

位と先進国では最下位の状況となっており、この条約を踏まえた国内法制の整備などの取組みの強化が求められています。

加えて昨年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のなかで、学校や保育所の休業、非正規職員の雇止めをはじめ、特に女性の雇用や所得への影響等が大きかったことが指摘されている。昨年11月11日に、男女共同参画会議から菅内閣総理大臣に対し、「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について」が答申されたが、「女子差別撤廃条約を積極的に遵守」「女性差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記された。また国会審議でも、茂木外務大臣が選択議定書の「早期締結に向けて真剣に検討を進めている」「検討を加速する」と述べるなど、前進への期待が広がっている。よつて、国会及び政府におかれては、男女共同参画社会の実現に向けて、女性差別撤廃条約の選択議定書を批准し、国内法制を早急に整備されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。よろしくご審議のほど、ご可決をお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

1 番齊藤議員。

〔1 番 齊藤将史君発言〕

○1 番（齊藤将史君） 座ったままで。

○議長（小山久利君） 起立してください。

○1 番（齊藤将史君）

.....

○議長（小山久利君） 討論だと思うんで、質疑、提案理由に対して質疑。

○1 番（齊藤将史君） ああ、では、撤回いたします。

○議長（小山久利君） 発言撤回で、取消しでよろしいですか。

○1 番（齊藤将史君） ええ。取消しいたします。

○議長（小山久利君） 質疑がある方。

〔発言する声あり〕

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時26分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

1 番齊藤議員。

〔1 番 齊藤将史君発言〕

○1 番（齊藤将史君） ただいまの発言を撤回いたします。

○議長（小山久利君） ただいま齊藤議員より発言の撤回がございました。撤回することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、先ほどの発言を撤回いたします。

質疑を認めます。質疑ございませんか。

12番南議員。

〔1 2 番 南 千晴君発言〕

○1 2 番（南 千晴君） 12番、南千晴です。

最後のところに、意見書の題名にもありますけれども、国内法制の整備、早急に整備という部分、もう少し具体的にどういったことなのか教えてください。

○議長（小山久利君） 5 番中島議員。

〔5 番 中島由美子君発言〕

○5 番（中島由美子君） 今、ご質問にありましたとおり、国内法整備というものは、幸いこの提案をしたのが6月8日でしたが、5月10日に、俗に言う候補者機会均等法ということで男女共同参画基本法が改正されました。そのような動きを活発にするという期待を込めております。国内法整備、特に今回5月10日でされたものは、地方公共団体、地方議会に対する義務というものが規定されたわけなんですけれども、選択議定書を批准してどうなるかということでございますけれども、男女賃金差別をおかしいと言えるようになると、今も言えるんですけれども、法的に言えるようになると。疑義ありますけれども、選択的夫婦別姓を認められると。婚外子を差別する記載はやめ、戸籍の記載はやめてとか、様々な分野の法整備を行ったことによって、安心して男女共同参画基本計画が進められると。

ちなみに榛東村におかれましては、昨年の議会のときにもあったんですけれども、第2次榛東村男女共同参画基本計画というのがあるんですけれども、これが平成14年につくられて、平成、昨年までのものだったんですけれども、新年度予算にはこのような基本計画の予算が盛り込まれなかった。今、状況があまり変わっていないというようなご説明もあったんですけれども、その中で、私どももそういった当初予算を採択したわけなんですけれども、これを差別を撤廃すること、批准をして、その義務化ができるということになりますと、やっぱりこの榛東村の第2次榛東村男女共同参画基本計画の本来の計画年である第3次榛東村男女共同参画基本計画、誰もが性別によって分け隔てられたり、性別を理由に不利益を受けることなく、個人として尊重され、家庭生活にも仕事などの社会的活動にも対等に関わって、個性と能力を発揮することのできる地域社会の構築、まずは大事な大事な村民の

皆様、住民の皆様の女性に対するあらゆる差別をなくす意味も込めまして、こういった基本計画が予定どおりつくられるということも大きなことだと思っております。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 12番南議員。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 今、中島議員のほうから国内法の整備と言っていますが、国内法制ということで書いてありますので、再度もう少し具体的に教えていただきたいということと、選択議定書を批准し、国内法制を早急に整備というのは、同時進行なのか、批准した後の話なのか、そこを分かりづらいので教えていただけますか。

○議長（小山久利君） 5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

まさにおっしゃるとおりです。本来、条約が批准された段階で、国内法整備というものは押しなべて進むわけでございますけれども、やはり法律には義務づけをされた、こういうことをしないところなるというような選択議定書、先ほど申し上げましたものです。男女共同参画、男女賃金差別を問いたいとか、労基法とかありますが、男女の差となりますと、こういった国内法制、労働基準法もありますけれども、まずは男女共同参画基本法の中で決めていくと。国内法制の整備というものの中で、今回5月10日を例に挙げますと、候補者の機会均等というような形が話題になってくると、その中で議論されるということでございます。

どちらが先かという、卵が先か鶏が先かという議論でございますが、そもそも差別撤廃条約が批准されておりますので、どちらということもなく、ただ、いたずらには言いませんけれども、何十年が経過しましたけれども、やはり国内法整備をする必要があるということで、差別は助長しないように、削減していくんですけれども、やはりこの期に及んで法整備が必要ということで、ご質問のとおり、批准をしたものを守りながら、それをいかに制度化して差別をなくすようにできるかということで、あえて申し上げれば、同時進行ということでもよろしいのではないかと思いますけれども。

以上です。お願いします。

○議長（小山久利君） 12番南議員。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） ちょっと漠然とした内容かなと受け取りました。

それと、ジェンダー・ギャップ指数は2020ということでもありますけれども、多分、最新の情報、2021も順位が出ているんですけれども、なぜ最新の情報ではなく2020をここに明記しているのか、最後に確認のため、お答え願います。

もう1点、男女共同参画会議から菅内閣総理大臣に対し答申されたということで、多分、これは第

5次男女共同参画基本計画に対するの答申なのかなと思ったんですけども、それであれば、もう既に第5次男女共同参画の計画ができていますので、その中に盛り込まれているのであれば、そこが一番最新の情報になるのかなと考えておりますが、そこはいかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

2020でなくて2021ということでご指摘ございました。まさにこの意見書をつくるに当たりまして、今回冒頭、議長から条例制定、議案を出すときには、注意して慎重にというご指摘いただいて、反省しているところがございますけれども、そのように、その時点で正確な情報を議論するために、この2020を使用したものでございます。

あと、菅内閣の関係でございますけれども、既に規定されているのではないかとということでございますが、昨日、5月10日を含めて、この選択議定書の環境整備、法の環境整備を求める要望というのは先頃も行われておまして、規定されないと考えております。もし南委員長のほうで分かれば、お調べしていると思いますので、ここでご説明いただければ、意見書可決に説明が進むのではなからうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

10番清水健一議員。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） ちょっと字句のことでお聞きします。

4ページの下から4行目の中間よりちょっと後ろのほうなんですけれども、「よって、国会及び政府におかれては」とありますが、この「つ」は大きい「つ」ですか。小さい「つ」ですか。

○議長（小山久利君） 5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ご指摘ありがとうございます。

ほかの文字と比較しますと大きい字で、プリントの打ち間違い、タイプの打ち間違いということで、ここでご指摘ありましたので、この意見書の「つ」につきましても、よっての「つ」をここで訂正させていただくことができるのなら、させていただこうと思います。議長、よろしく願いします。

○議長（小山久利君） 正式な文章をもつての提出となりますので、ここでの訂正ということは不可能です。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） じゃ、そうしましたら……

〔発言する声あり〕

○5番（中島由美子君） 質疑……

〔「暫時休憩をお願いします」の声あり〕

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時38分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております発議第2号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎追加日程第3 発議第3号 生理用品を軽減税率の対象にすることを求める意見書について

○議長（小山久利君） 追加日程第3、発議第3号 生理用品を軽減税率の対象にすることを求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

12番南千晴議員。

〔12番 南 千晴君登壇〕

○12番（南 千晴君） 発議第3号 生理用品を軽減税率の対象にすることを求める意見書。

提出者、榛東村議会議員、南千晴。

賛成者、同、清水健一、同、小野関治義、同、波多野佐和子。

提案理由。

新型コロナウイルス感染症の拡大で、女性及び若者の貧困化が問題視され、真のジェンダー平等を達成するためにも、女性の生理用品使用による負担を軽減させ、生理用品を軽減税率の対象とするよう求めるもの。

意見書は、お手元に配付のとおりでございます。

以上、提案理由の説明を終わりにいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいまご説明をいただきました提案理由の中で、ウイルス感染症の拡大

で女性及び若者の貧困化が問題視されということなんですけれども、ここへあえて女性ということを入れると、女性は貧困というイメージになって、流れがそういうことなんですけれども、榛東村議会におかれましては、こういう若者ということが書かれていますので、女性及びという女性、提案理由ですから、これに基づいてするわけなんですけれども、この意見書の中には、女性が貧困だというような認識できるような意見はありますでしょうか。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時41分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

12番南議員。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 春頃から皆さんも報道等をご覧になっている中で、生理の貧困ということが非常に取り沙汰されたり、話題になったり、また各自治体で様々な取組を行っている、それも拡大してきていると。内閣の男女共同参画局もそれについて調査をしているということは、皆さんも認識していることだと思います。必ずしも女性全員がということではなく、そういった中で女性及び若者の貧困化ということで、生理の貧困ということで問題視されているということで文言の中には入っていますので、女性が貧困だと断定したり、それが、それだからというような文章は入っていないと思います。

○議長（小山久利君） 5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

そうですね。女性が貧困ということをあえてイメージして、生理用品ということで、そういう女性だけ今のところ生理があるというところではございますと思いますけれども、ここの意見書でいきますと、下から1、2、3、4、5、6、新型コロナウイルス感染症の拡大で、女性及び若者のと、幸い女性というと100歳でもというような意味を書いてくれてありがたいことではあるんですが、女性及び若者の貧困化というときに、生理用品の軽減税率を求めるのであれば、やっぱりこれ女性及びというのを消して、若者の貧困化、ある意味、女性の貧困化という言葉は、榛東村議会においては使っていただきたくないなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 12番南議員。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 若者だけでなく、生理の貧困ということで女性の困っている方、そういった方のことも報道等でもなっておりますので、女性も、特に今回生理用品ということでもありますので、

女性も含めてということで記載しております。

○議長（小山久利君） 5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） やはり生理用品というのは、今のところ、ここにもあるように個人差はあるけれどもということを書いてありますけれども、女性のことだとは思われますけれども、あえて女性が貧困というイメージ化をこの榛東村の文章に書くことはいかがかなと、これが出たことによって、榛東村の女性も貧困なんだ、女性はまだ弱いんだ、女性はまだというようなイメージが類推されるような文言というのは、ご検討いただく必要があるかなと思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番南議員。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 榛東村のということは、一切この中ではうたっていないくて、この生理の貧困は、榛東村だけとかという話ではなく、日本全体、また世界でも問題になっていることですので、必ずしも榛東村のということではありません。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

1番齊藤議員。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） この中に新型コロナウイルスの感染症の拡大でというふうに、時期的に限定的な文言が入っておりますけれども、この軽減措置に関しては、時限的な、特例的な時限を持った軽減税率を考えているのか、恒常的な、あるいは今後、税率を下げるというような形でそのようなことを考えているのかをお教えてください。

○議長（小山久利君） 12番南議員。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 限定的なのか恒常的なのかというのは、この議会で軽減税率決められるわけではないので、国に対して軽減税率の対象としてほしいというのを要望するというので、また、それは時限的なのか恒常的なのかは、国会のほうでもし議論になれば、そこで議論されて判断されることだと思いますけれども、時限的ではないほうが私はよいと思っているので、あえて時限的のことかそういった言葉は入れておりません。

○議長（小山久利君） 1番齊藤議員。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） お答えありがとうございました。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

8番蜂巢實議員。

[8 番 蜂巣 實君発言]

○ 8 番 (蜂巣 實君) 提案理由につきましては、この文章のとおりでいいかと思ひます。
以上です。

○ 議長 (小山久利君) ほかに質疑ござひませんか。

[「なし」 の声あり]

○ 議長 (小山久利君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となつておひます発議第 3 号
につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前 1 0 時 4 7 分休憩

午前 1 1 時 5 9 分再開

○ 議長 (小山久利君) 会議を再開いたします。

◎ 日程の追加

○ 議長 (小山久利君) お諮りいたします。

ここで追加議案を上程したいと思ひます。

お手元に配付いたしました追加日程第 2 号の追加 2 という議案を追加することにござ異議ござひませ
んか。

[「異議なし」 「異議あり」 の声あり]

○ 議長 (小山久利君) 暫時休憩いたします。

午後 0 時休憩

午後 0 時再開

○ 議長 (小山久利君) 会議を再開いたします。

異議ありの声が出ました。起立により採決といたします。

この 2 件を追加することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○ 議長 (小山久利君) 賛成多数。

よつて、本 2 議案を追加することに決定いたしました。

◎ 追加日程第 1 発議第 2 号 委員会の閉会中の継続審査について (文教厚生常任 委員会)

○ 議長 (小山久利君) 追加日程第 1、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

蜂巢文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第71条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査の申出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◇

◎追加日程第2 発議第3号 生理用品を軽減税率の対象にすることを求める意見書について

○議長（小山久利君） 追加日程第2、発議第3号 生理用品を軽減税率の対象にすることを求める意見書についてを議題といたします。

蜂巢文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

8番蜂巢實議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 蜂巢 實君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（蜂巢 實君） 発議第3号 生理用品を軽減税率の対象にすることを求める意見書について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

本日当委員会に付託されました発議第3号について、委員全員並びに議長出席の下、慎重に審査を行いました。

委員会で審査した結果、意見書につきましては、「女性の生理用品使用による負担」を「女性の生理用品使用による経済的負担」とし、また、「全て」を漢字表記と統一することとする軽微な変更も行った上、意見書を提出することに全員賛成により可決いたしました。

以上、委員長報告とします。

令和3年6月17日、文教厚生常任委員会委員長、蜂巢實。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議長（小山久利君） 5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

ただいまの委員長からいうと、片仮名を漢字にするというふうには聞こえたんですけども、具体的にどういように変更になったのかご説明をいただきたいのが1点と、片仮名がそのまま使えるものもあると思うんですけども、どういう議論だったのかということが2点目。3点目は、先ほどの質

疑でも申し上げました貧困化と問題視されという文言は好ましくないと、女性の貧困を助長するような言葉だと思いますので、それは削除されたのかどうか教えてください。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後0時5分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

8番蜂巣議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 蜂巣 實君発言〕

○文教厚生常任委員会委員長（蜂巣 實君） 「全て」の、この文章の真ん中、裏のページの真ん中ら辺なんですけど、「生理用品を全て」、これを全部漢字にするということで統一しました。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午後0時5分休憩

午後0時6分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

〔文教厚生常任委員会委員長 蜂巣 實君発言〕

○文教厚生常任委員会委員長（蜂巣 實君） 平仮名を漢字にいたしました。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午後0時6分休憩

午後0時7分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

8番蜂巣議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 蜂巣 實君発言〕

○文教厚生常任委員会委員長（蜂巣 實君） この今、私が読み上げた文面でございますけれども、鍵括弧の全てを漢字表記に統一するということでもあります。それで、その他については、変更はございません。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する声あり〕

○議長（小山久利君） その他の変更はないと今、答えた。貧困も変更はないということで。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

2問目です。3回できるんで……

〔「できるけれども、3つ聞いたんじゃないの」の声あり〕

○5番（中島由美子君） あれは1問目の1点目、2点目、3点目、全部でいうと……

すみません、議長、失礼しました。

2点目の1問目でございますけれども、この意見書のところの一番先に、全て変更ないということであったんですが、個人差はあるものの、12歳で初潮を迎えと50歳で閉経という、このトレンドみたいな書き方、仮定とは言いながらも、こういう具体的な年齢というのは、個性を認める社会で考えますと、あるのはどうかと思うんですが、その12と50というものについて議論があったかどうかということ、委員の中から意見があったかということをお聞きしますね。

そして、その次に、最後に、「よって、榛東村議会は、国及び政府に対し、女性の生理用品使用による負担を軽減させるため、生理用品を軽減税率の対象とするよう求める」ということだとすると、この意見書の中には、生理用品の負担という、軽減するための軽減税率以外のことを、その他もろもろが包含されているんですけれども、国に対していろいろ言うことより、しっかり軽減税率の対象となる意味というものを書いたほうがいいんじゃないかというような意見が出たでしょうかということが2点目です。

3点目につきましては、生理用品は決してぜいたく品ではないというところ、文言変わらないということなんですけれども、委員の中には女性もいらっしゃると思いますから、このぜいたく品という言葉がここであえて出てくることはいかがかというご意見があったか、委員会の中でそのようなご議論があったかということをお答え願います。

○議長（小山久利君） 8番蜂巢議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 蜂巢 實君発言〕

○文教厚生常任委員会委員長（蜂巢 實君） 今の3点につきましての件でございますけれども、委員会のほうでは、そういう意見はございませんでした。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後0時10分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

蜂巢議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 蜂巢 實君発言〕

○文教厚生常任委員会委員長（蜂巢 實君） 文面の中に入れたのは、経済的負担を入れまして、そのほかにはございません。ありません、意見。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後0時12分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

8番蜂巣議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 蜂巣 實君発言〕

○文教厚生常任委員会委員長（蜂巣 實君） 先ほど委員長報告の中で、「女性の生理用品使用による負担」を「女性の生理用品使用による経済的負担」とし、また、「全て」を漢字に表記を統一するというので軽微な変更を行った、先ほど報告したとおりでございます。

○議長（小山久利君） 5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

委員長にご質問します。この中で下から9行目の10文字目ぐらいですかね、生理用品の負担がのしかかっている現状では、女性活躍社会にはならないと言い切っているんですが、生理用品の負担が解決すれば女性が活躍する社会になるということという意見書でしょうか。お願いします。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午後0時14分休憩

午後0時14分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 委員長。

○議長（小山久利君） 3問終わっているんで。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 違います。

〔「違う、何が」の声あり〕

○5番（中島由美子君） 今、意見書に対する質問じゃない……

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午後0時14分休憩

午後0時15分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

8番蜂巣議員。

[文教厚生常任委員会委員長 蜂巣 實君発言]

○文教厚生常任委員会委員長（蜂巣 實君） 議論はありませんでした。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

発議第3号 生理用品を軽減税率の対象にすることを求める意見書について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎議長挨拶

○議長（小山久利君） 以上をもちまして、本日まで付議されました案件は全て終了いたしました。村長。

[村長 真塩 卓君発言]

○村長（真塩 卓君） ちょっと前の発言について訂正を1つだけお願いします。

議案第50号の教育委員会の委員の任命について説明申し上げましたけれども、その中で岡部さんのことですが、岡部さんは、平成28年7月に委員に就任したという説明やりましたけれども、実際、間違いまして、29年と1年違ってしまいました。それを訂正させてもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小山久利君） ただいま村長より年月日の訂正がございました。これ了承することよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、認めることにいたします。

ここで閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

6月8日の開会以来、本日までの10日間、3名の議員による一般質問、本年度補正予算などについ

て慎重審議の上、議決をいただき、本議会が閉会できますことに対し、心より厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、緊急事態宣言の発令やワクチンの接種の加速化により、感染グラフでは感染者の減少が見られます。医療提供体制や公衆衛生体制には、これまで同様支障が生じておりますが、私たちは感染予防のため、引き続き細心の注意を払いながら、一日も早く感染症が終息することを願うとともに、議員各位におかれましては、これから夏本番を迎えるに当たり、健康には十分留意され、榛東村のさらなる発展のため、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。



◎閉 会

○議長（小山久利君） 以上で令和3年第2回榛東村議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後0時19分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 小 山 久 利

榛東村議会議員 中 島 由 美 子

榛東村議会議員 生 方 勇 二